

11
21
126

龜井政矩傳

第一卷



始



政矩生誕

亀井政矩傳 第一卷

亀井伯爵寄贈

亀井政矩初名幸高、清良と號す。幼字大小丸、通稱

在新十郎といふ。茲矩の第二子なり。母ハ多胡宗

次右衛門重盛の女。天正八年庚寅十一月廿九日

因幡國鹿野城に生る。慶長七年初めて將軍家康

に同九年政矩年十五、首腹を加へて家康に

從五位下、叙し右兵衛佐に任ぜらる。翌年

前守に改む。同年十月朔日、將軍家康に從ひ江戸

に赴く。尋に秀忠の近侍を命ぜらる。

亀井詭子曰く、武藏守をり、本多上野介殿成瀬

隼人正殿を以て家康公へ、近年為御目見登城

仕候得共同じくは御側、被召仕、被下候様被



仰上慶長十年十月朔日家康公御供にて江戸
へ下向十二月八日家康公より秀忠公へ被召
仕候様と被仰進候に付其旨被仰渡土井大
炊頭殿島田兵四郎殿被遣其後御側へ被召仕
寛政重修諸家譜に曰く天正十八年生る東照
宮まつかへたまつり慶長九年從五位下右
兵衛佐に叙任す時十歳後本多正純成瀬正成
よついで政矩多事登營のとき大名の列にあ
りこれその本意にあらずねがはくハ左右に
奉仕せむとこひよまつりしかば十年十月
朔日伏見より江戸へ下らせたまふとき供奉
の列に加へられ十二月八日さきと政矩がこ

ひたすまつりしむねを台徳院殿に告ぎせし
まふとせりまはち工井大炊頭利勝島田兵四
郎利正を御便等と懇の仰をかゝふこの年
豊前守にあられた

政矩大坂より
上

五 文禄三年甲午四月茲矩大坂に抵り時を歲南めり

龜井茲矩より多胡宗次右衛門外一名宛文
書文禄三年甲午三月十一日之内
一大昌丸罷上候時の乗り物入可申候間さ
せられ候へ居たけのつかへおたふみの面
またつみく丸竹を以てふちをちかみ
のどとくまして金物仕候へ可被仰付候

へ堂可被仰付候はめき不申候は可被仰付候諸事中國やうはめき無用にて候事

一大昌丸備らの下船の事何と延引候也
早々此方可有御上候勿論我等は去年より申付候へ共油断にて候事

一大昌丸大念を入念し早々なり申候へ
と可被仰候可一回夢不断口之やうは可被御候今少の間にて候條大に專に存候事

一大昌丸上申時の用を無油断可被仰付候事
一まへかたより人を可給候さのみ道々きよきんか事よりひよ候たれとなくそろりと通上候事可然候事

一大昌丸上國の日取左右を承候も迎をきし
下可申事

一爰元始のこまの物文虚書立又其元は最
前我等申置候物廻舟は可給候廻舟なり仕立候へ順風次第可有御出事

一四月は成申ハとせん坊の風送候へ出船
可然候事

一大昌丸罷上候事も杉本坊へ吉日にて候也
も雨風なれをなら候間来月中三日も三日も吉日を乞ふ其日雨風ならば延口と
御取口可然候其分別專に候事

三月十一日(三禱三)

長 卿 花押

多賀宗次(石衛門)

野伊まいる

文禄三年三月十四日文書の中

此作兵衛暇遣申候然者用之事共一書にて申下候

一爰元八木高直ニ成申候間廻舟之事可被急候卯月とうせんの時分可有捨候事

一大昌丸上國之事先度も如申下候杉本坊へ被尋候と吉日を二日可被取候若風雨之日可被延引候事

三月十四日

長 郷 花押

又申候大昌丸上候時秀頼様へ進物珍鳥能

候をし鳥を二番三番はゞ何とぞし取候可被上候不可^有油断候高山日夜付候と入念候へ申渡候高山殿近年御疎略其殿申渡候又追而重而可申候以上

多 宗

長 郷

野 伊まいる

文禄三年四月朔日付文書の中

清兵へ小者さし下申候

一大昌丸罷上候吉日廿二日之由能時分より目出度候事

一十文字の鑑下申候口か板をして石つ院をと也をもし彌さやハよく候其中にぬ星

なをしさびをも落し候て大昌丸かもちや
りて可被下申候事

一長刀と鑓を可然候手鑓をば此方よりことし

らへ可申候事

一大昌丸の袖帷などの事三日中人を下可申候事
大昌丸やかたて可下候切付四緒手など可

被申付候志願かひをば此方より只今下申

候事

卯月朔日

多宗

長 卿 花押

野 伊 三郎

尚々大昌丸馬之中敷は其元置申候天鷲絨
どりのくろきを仕直しり志可申候

元禄三年四月

文書の中

多宗

後大坂

長 卿

一 大昌丸上國之儀廿二日之由候間其心得を

いたし申候用意候て可被上口候事

一 興こしを似合候やう此前如申下候させら

れ候て可然候は今無用意のてく不及是非

候そとをハうを延はまつみくれ竹をた

め口をらに空申下候へ共于今無用意

や西人之者申候何とて延引候やの事

一 ここの事うつくしきやうなることよ

思り申候事ハ無用とて候爰元よとむやり

申候ここのことよ可然候事

一大昌丸上候在ん時も人足未進之夫替を可
被上候一替かまらせ候も可然候も古詰候
事不可然候事

慶長十四年壬酉四月日幕府の旨は依り松平周
防守康重の女を納れり室を爲す尋で伯耆國久
米河村二郡の内は於て高五千石を賜ふ

政矩は五千石
を賜ふ

亀井訥は曰く慶長十四酉四月秀忠公依御意
松平周防守康重公之女休姬君入家婚姻五千
石領知賜下寛政重修諸家譜は曰く十四年四
月仰よりて松平周防守康重の女を娶りこ
の年伯耆國久米河村二郡のちは好いて五
千石を賜ふ

父茲矩死去
其の後を嗣

慶長十七年壬子正月廿六日父茲矩病を以て因
州鹿野城に卒す九月七日茲矩遺跡相續の判物
を賜ふ

亀井訥は曰く慶長十七年正月茲矩公御逝去
二月九月七日因幡國氣多郡高草郡伯耆國久
米河村郡之内五千石都合四万三千石餘遺跡
賜下秀忠公御判物拜領

亀井家由来は曰く慶長十七年九月七日因幡
國高草氣多郡伯耆國久米河村二郡之内は
五五千石高合四万三千石継目之御直判台徳
院様より亀井豊前守殿拜領左の如し
因幡國氣多郡壹万三千五百石高草郡二万

四千五百石伯耆國河村郡内三千四百五拾石久米郡内千五百五拾石都合四万三千石事不可有相違旨專此上可令領知者也
慶長十七年九月七日

秀忠判

龜井豐前守とのへ

龜井家記

因幡伯耆兩國之内政矩公御領知石高一萬四萬參千四百九拾五石九斗九升貳合

内

參萬八千四百九拾五石九斗九升貳合

因幡國

此内

壹万七千二百四拾石五斗四升

氣多郡

貳万千二百五拾五石四斗五升二合

高草郡

五千石 伯耆國

此内

參千四百五拾八石九斗二升六合

河村郡之内

千五百四拾壹石七升四合久米郡之内

因州御在城之節茲矩公より除地被下

一田高五拾三石三升六合 田中覺兵衛

此田數三町七反貳畝三步半 初井村ト号ス

一茶町高三百三拾九石六斗壹升六合

此畑數三拾壹町壹反三畝貳拾九步半

ノ

一高三拾四石九斗四升八合讓 傳寺領

内

拾八石壹斗三升貳合 鹿野村ト号ス有之

九石九斗壹升貳合 箕谷ニ有之

六石九斗四合 永川分寺門外也

外ニ

現米百石

但三割利付借米トシテ元文二年因州
侯御役手ハ差出郡方役人八人ヨリ證
文讓傳寺ハ渡毎歲三拾石宛利米被渡
委付有之

一高三拾九石六斗九升三合 勝宿大明神領

一高五石七斗五升 妙見社領

一高壹石八斗九升壹合 幸盛寺領

一高壹石六斗壹合 大龍院

一高三石三升二合 淨德寺

一高六石二升四合 觀音寺

一高壹石八斗二升 住吉社

一高五斗四合 三光院

一 高五斗八升四合 同院
一 三畝拾八步 同院敷地

小以四百八拾三石七斗五升四合

但右除地ハ松平左衛門督忠繼公因伯

御拜領後ニ除地ニ而被下置候

一 居宅地ニ除地ニ魚夏泊獵師助右衛門

但朝鮮御渡海之節筑前國ハぢめ申

浦ニ助右衛門ト獵師有之船乗名譽之

由ニ而御雇被召連御歸陣後國元仕廻

妻子召連因州ハ罷出候ニ付右地所被

下獵師五十人程之頭役ニ而代々罷在

候由

寛政重修諸家譜ニ曰ク十七年九月七日遣領

在継才多ヲたまふ五千石をあげ也すべし四

萬三千石を領しこの日領知の御判物をたま

ふ

慶長十八年癸巳從兄多胡真清城州伏見ニ流寓

スルヲ招キ高千石ヲ興ヘテ老中別席ト爲シ政

務ヲ補佐セシム

龜井記ニ曰ク慶長十八年御父武州公之甥多

胡主水真清當時城州伏見ニ浪居候處政矩公

御家督後御兄弟ニ魚之御仕置御相談被成度

歸國之儀度々被仰遣主水儀元來陪臣之仕官

望魚之及御辞退候得共是非共罷歸吳候様尤

多胡真清
政務補佐
を命せり

大坂出陣

御見舞ニ罷出候姿ニテ罷歸候様屢被仰遣思
召難黙止因州ハ罷歸候處御容分御取扱ニ而
知高子石御合力老中別席ニ而被差置
慶長十九年甲寅將軍秀忠ニ從ハ江戸を癸ニ大
坂ニ赴ク坂地ニ於テ本曲佐渡守ニ屬シ旗下後
備又編入セラル時又手勢千七百餘人を以テ出
陣セリ

亀井訥一曰ク慶長十九寅年大坂御陣之節秀
忠公御供ニ而江戸より御登リ江戸出立前白
銀百枚被下置着段後本多佐渡守組ニ而御旗
本後備組入手勢千七百餘人被召連大坂岡山
ニ而金三拾枚賜下

又曰ク慶長十九年大坂御陣之節秀忠公御供
ニ而江戸より御登江戸出立前白銀百枚被下
置着段後本多佐渡守組ニ而御旗本後備其砌
因州より被召登候人数尤之通

多胡 信濃
牧 圖書
湯八郎右衛門
塩治 宮内
多胡 注水
足立喜右衛門
清水次郎太夫

加藤 識人
富田 訥
湯 訥
塩治 權兵衛
神代次郎兵衛
渡邊助之丞
齋藤 兵衛

小保木 杖助
 藤井五郎 太夫
 山根興三 左衛門
 石川新右衛門
 出羽 辨内
 村尾十 兵衛
 村尾太郎 兵衛
 安井三 下郎
 布施田 神松
 松 左衛門
 飯富 杖藏
 湯九郎 左衛門

塩治太郎 左衛門
 山中清右衛門
 豊嶋善右衛門
 丹波九郎 兵衛
 渡邊三郎 下郎
 尾寄角右衛門
 池田太郎 兵衛
 石井五郎 左衛門
 多胡半九衛門
 奥上藤左衛門
 林六九衛門
 牛尾千五郎

勝田新之丞
 村上治左衛門
 宇山 弥助
 片寄金左衛門
 河田忠右衛門
 飯沼 杖藏
 柴田勘 下郎
 大小性人数不詳
 江戸ヨリ人数不詳
 右之通人数ニ而御出陣大坂岡山ニ而金三拾枚下賜
 已面白ク曰ク政矩公御代慶長十九甲寅年大

親見 吉次
 千代弥 評太
 里田三 太夫
 菅谷吉右衛門
 大安吉右衛門
 小原仁右衛門
 馬屋ノ者 三十三
 中小性人数不詳
 小頭人数不詳 總人数千七百人

阪御陣御堅被蒙仰差立候御人数并被下銀

牧 圖書 九百目 上下廿五人

加藤 藏人 六百目 廿一人

湯 八郎右衛門 九百目 廿五人

富田 内訛 六百目 廿一人

塩沼 宮内 三百目 十八人

塩沼 權兵衛 六百目 廿六人

塩沼 太左衛門 五百拾文 十六人

湯 作藏 貳百目 八人

神代 次郎兵衛 三百目 十六人

山中 清右衛門 三百拾目 九人

足立 喜左衛門 貳百目 七人

豊島 善右衛門 貳百目 同 八人

清水 次郎太夫 貳百目 同 七人

丹羽 九郎兵衛 三百目 同 十四人

小保 木早助 貳百目 同 六人

出羽 辨内 貳百三拾 同 八人

藤井 五郎兵衛 貳百目 同 九人

村尾 十兵衛 貳百目 同 十人

石川 新左衛門 貳百目 同 六人

安井 三四郎 貳百目 同 十人

渡邊 助之進 貳百三拾目 同 七人

布施 田神岱 貳百四拾目 同 七人

齋藤 兵助 貳百目御馬屋 同 十七人

松	李兵衛	貳百目	同	七人
渡辺	三郎四郎	貳百目	同	七人
宇山	弥助	三百目	同	十四人
片寄	角右衛門	貳百廿文	同	八人
池田	太郎兵衛	貳百拾文	同	十人
片寄	金左衛門	貳百拾文	同	十人
林	六左衛門	三百文	同	十四人
石井	五郎左衛門	貳百目	同	十人
牛尾	少五郎	貳百五拾目	同	十人
多胡	半右衛門	三百三拾目	同	十人
新見	吉治	貳百五拾目	同	十一人
千代彌	平太	貳百目	同	八人

奥上藤	右衛門	貳百目	同	七人
飯富	才藏	貳百廿目	同	六人
里田	三太夫	貳百七拾目	同	七人
多胡	信濃	貳百四拾目	同	五拾人
湯次郎	左衛門	七百五拾目	同	廿三人
菅屋吉	右衛門	貳百五拾目	同	十人
柴田勘之丞		貳百三拾目	同	七人
山崎	源八	貳百八拾目	同	八人
勝田新之丞		貳百八拾目	同	子二人
河田忠	右衛門	三百七拾五文	同	十五人
村上治	右衛門	貳百目	同	九人
飯沼	九藏	貳百目	同	八人

小原仁右衛門
大石吉左衛門

貳百目

同

七人

此外諸士未々迄多人數被差立候へ共奉敷者
難_レ尽筆紙略

右者慶長十九甲寅年銀子万事受拂河田忠右
衛門佐々布典兵衛勘定帳仕出大坂御陣之節
馬乘衆駄賃拂一足二付貳拾五匁宛 賄代一
人三付百貳匁宛 其外未々迄十日分相見申
候鹿野御發駕御歸城之月日ハ不相知候
已面白_二曰く慶長十九甲寅年大坂御陣御堅
とく_レ政矩公御出張御人數六百貳人但主人
分五十一人下人五百五十一人御貸銀十七貫

三百七拾五匁知行割ニ而被下置姓名別記略
之候事

軍令 政矩筆跡

- 元々ハ乱ニ仕間敷事
- ハ在立有之所ハ余之元々ハ之者入口
- 弓頭鉄炮頭近所ニ打放可申事
- 事若_レ才なき者ハ馬乘ハ當座ニ領知を可
召上候下々ハ放打可仕事
- 一陣中ニ馬を取放候は、領知可押儀なり
- 其中間法度ニ可申付事
- 知ニ鑓を合雖為高名腹を_レ与_レせ□□□
打放其主人之領知可召上事

一陣中何よても勝負仕候は、腹をきりせ可
申付事

一そなへて高きなご高聲仕候は、横目次
茅二馬乗ハ馬を召上侍者刀を取下々ハ可
為切捨事

一於軍陣直ニ可申付之所以使番申渡候共背
其意於令悪口ハ當座ニ可為放抄事

一此等之陣拂又隣所隣郷へ火をかけ不申付
ニ乱妨仕間敷事

右之條々相背間敷儀也

慶長十九年十一月十五日

往復書翰

正矩 花押

去月十六日之御狀今月十日到着令拜見候如
仰於伏見得御意本望存候此方無相替儀候大
御所様も被成御鷹野于今御逗留之事候今度
於大坂表之儀共御改御座候而何も不殘直ニ
被為御候佐州ハ煩々無出仕候大隅殿ハハ
御手前之儀も拙者存候通ハ申候可御心安候
佐州指番次第御越之由候間期其節候恐惶謹
言

十一月十日

立花左近 花押

龜 豊前様 御報

菅屋吉右衛門勝田新丞兩人差下候事

一所務之儀手堅申付候へ由西人ニ懇々申渡候間其旨を書候而印判を遣候是ハ代官政所百姓ニ見せ候はんと免ニ候西人之者定而可為其分候事

一御城中彌御愛ニ成候而昨日より鉄砲もとまり大御所様より御誓紙被進之由候

(参考)徳川十五代史台徳公記曰く慶長十九年寅十二月二十日前將軍誓紙ヲ書ス秀頼身上別儀アルベカラズ云々二十一日諸軍勢攻口仕寄ヲ傳ノラル木村長門守郡主馬有樂修理二人ノ使者参上云々

御袋様も先年内ハ寒天候間江戸へ御下被

成候事御無用之由候何も御人質ハ出不申御知行もとカ御持かゝり之分被進候御城左ハ櫻之御門より外を己り申候由取沙汰候又今度窄人共持申候惣く己計を己り候御城ハも之カ分之由其取沙汰も有之候大御所様ハ廿六七日之頃京迄御開陣之由候當將軍様御開陣之定日ハ知不申候去當年中ニ伏見までハ御開陣之由候

(参考)台徳公記曰く十二月廿五日前將軍ニ
條城ニ還ル將軍ハ岡山城ニ在陣
元和元年卯正月十九日將軍岡山ヲ發シテ伏見城ニ入ル

寄手之諸勢ハ先手之衆ハ骨を^たり竹たを
を付城より一二間^まてニ寄候而御愛ニ成
候間不入苦勞をめされ候か^ら見へ申候上
方者ニハ拙者一人之満足^まり候寄手衆ハ
ほ名聲ニて先万歳樂をうたひ候事

一 所勞之事無油断可申付候事

一 鉄砲之藥あハさせ可申候又候哉天下之兵

乱もちかつか候由諸人其沙汰をうたひ候

間とかく藥を無油断合させ可申候事

一 熊介西丸へも小袖下候間如注文可相渡候

事

一 諸大名ハ御暇出候而被罷下候共拙者ハ少

跡近相詰可申候間各へ音信ニ仕候物上可
申候

一 とも志留カぶり鷹鴨ますり上せ可申候

力り志留カぶりバなきやうニ可申候^付事

一 毛なるみ色杉原此等上せ可申事

一 佐渡殿へ相尋候而道より年を仕候共馬^乗

共差下可申事

一 鉄砲之者留主ニ米を少つゝ見合候而借可

申事

右之分無緩可申付候上せ候へ^ら申遣候物之

分無油断早々上せ可申候事以上

十々條也

十二月廿二日

正姫 花押

加藤理右衛門殿
湯 木工允殿

寛政重修諸家譜に曰く十九年大坂御陳のとき本多正信が組子属之御後備たり

此年男経矩主る庶生なると以て後ち分藉して別家之爲に三千石を分与す又女子生る後ち松

平康重臣都筑重常と嫁す

重井訛と曰く経矩公(貞右衛門)幼名熊之助權

之助母妾腹ニ付爲二子(慶長十九年誕生寛永

七年^辛三百俵分知築地と五百坪屋敷賜寛文

五巳年石州美濃郡之内十三ヶ村高三千石分

知寄合願之通御聽濟延宝五巳年九月九日於

江戸逝去寿六十四歳德應院殿乾長奇貞大居士

と謚之武州青松寺と被葬

万姫君母ハ光明院(慶長十九年誕生寛永五辰

松平周防守康重臣都筑重常太夫重常室と爲り

於泉州岸和田婚姻元禄十三辰三月廿七日於

京都逝去寿八十七万松院雲海慈白大姊と謚

寛政重修諸家譜に曰く

経矩(貞右衛門)母ハ集氏庶子と云ふより二男存じ別

興す家也

寛永七年二月二十八日はじめて台徳院殿と

拜謁し、ち御書院の番士となり、廩米二百俵
を賜ふ。萬治三年十二月二十六日、百俵の加恩
あり、寛文五年^{五月}日能登守、茲政が封地石見國
美濃郡のちよこ、三千石の地を分ちたま
ひ、廩米は収り、延宝五年九月九日、死す。年六
十四、法名奇貞、貝塚の青松寺に葬る。ち代々
葬地とせ、妻八坂田勘左衛門正吉が女とす。本
多佐渡守に属し、旗下前衛に編入せられ、大坂
城を攻撃す。一日、城兵不意に出で、戦ふ。我が
兵頗る苦戦し、兵卒等皆敗走せんとす。るる方
り、旗手長原田作兵衛撃を厲し、興頭齋藤
佐右衛門に指揮し、号旗寸歩も動揺す。こ

とならしか、既にして、城兵敗走り、城に入
り、此の役敵首を獲り、今十三級作兵衛も亦其
の一を獲り。

亀井家文書

急度申入候大御所様、今月十七八日、御京着
被成候將軍様、同月廿四日五日、御上着被成
候間、御人数被召連、早々兵庫迄御出陣可有候
御油断被成間敷候、恐々謹言

卯月十四日

本多上野収
成瀬隼人正

亀井豊前守殿

尚以何方迄罷在候間、何方へ御出可有也、二

三日宛前方より切々御注進可被仰上候以上

乍御報御状令拜見候仍廿二日其元御立之由
得其意申候概州へ御出候共丹州へ御出候共
御人数をば手寄より所は被為置貴殿へ御出
京より兩御所様御目見被成元は候何も期面
上之時候恐惶謹言

卯月廿三日

成集人正

龜 豊前様御報

尚々上州加判可有候へども事多候間先按
子一人より申入候ふし双へ早々御越下
將軍様御目見成候以上

急度致言上候今日廿六日すまゝに参着仕
候ひやうご作州衆被陣取候まつまり申候
間明次第より可罷越候池田口殿もなくま山
方より陣取被申候由申候それよりすまへか
りり山方を見せよ遣し申候間何分よも御
意奉伺度候此旨御披露所仰候恐惶謹言
未刻 卯月廿六日 (元和元年 乙卯)

湯 空允

塩治大學

進上 新庄九郎殿

尚々ひやうごハ何も西國之衆御障まか
ない人数少つゝのこゝおる候而つきあ

上 八子 御座候間山方を陣取可申々存候以

ハヤゴ 米ノ取上々米ハ三十二石中米
廿六石下米廿四石ほど仕候以上
口口ハ廿二石仕候

御状拜見仕候仍而佐渡殿組へ御入被成由尤
= 存候人数ハ少却る候ても能道を御よハ
可有候殿ハ佐渡殿一所へ御越可然候大御所
様御出馬之儀者將軍様御出陣被成候其日御
出京之由申候其元ニ而能々御聞合可被成候
恐惶謹言

卯月廿七日

成 隼人正

尚々貴様人数能道を御よハ可有候
龜 豊前様御報

態以飛脚申上候

一去十八日ノ御書同廿一日ニ謹而致拜見候
事

一大阪落人せんさくニ付而其許より罷下候
衆ニ多胡半右衛門藤井五郎太夫相副家中
御城下不残家内まゝさかし手堅穿鑿仕候
事

一落人二人からめとり小柴六二郎ニ鉄砲之
者六人差副今日爰元出之上也申候事

一山伏一人搦捕候へ共落人之様子不相定候
間先々籠者才也申候弥相究重而上也可申
事

一馬乘衆起請文上也申候其内山中清右衛門
勝田新五富田内記奥田左兵衛右四人手前
出入御座候間起請別紙上也申候申分ノ状
被成御覽様子重而可被仰下候起請ノ文体
不相違様子承届候間先々得御意候弥御也
んさく又お乃てハ様子重而可被仰下候事
一地下ノせんさく=今日出レ申候過々ノカ
与みハ昨日出レ申候於様子ハ重而可申上
候事

一惣様之起請出来次第上也可申候事

一落人宿主籠=入置申候事

一大工又二郎所=親類由=而落人御座候を
究申候へ共前々ト又走申由候間又二郎則
籠=入置申候宿主此等之モノ共重而御尤
右可被仰下候事

一別紙状一通上也申候事

一其元様子如何無御心元奉存候爰元今年ハ

耕作以下一般世中能御座候才人ト申候事

一船ノ才ト重而上也可申候事

一熊之及様一段御息災御成人被成候休夢
様一段御息災御座候事御姫様御親子様定

而才也御上着可被成之存候此等之趣可然
様ニ御披露所仰候恐々謹言

六月廿三日

牧 圖書

塩治權兵衛

加藤理右衛門

多胡主水正

多胡信濃守

新庄九之助殿

中披露

亀井記ニ曰く元和元年大坂御陳之節鹿野より御出勢城州伏見より御供より本多佐渡守組より御簾本前備組入或日城中多勢一同不

意ニ討出鉄砲打立總掛りニ相成寄也手一旦大崩御簾本迄大騒動當手之先手足輕崩込既ニ簾持迄散乱ニ及ばんとせし處簾大将原田作兵衛蹈止り小頭齋藤佐右衛門ニ下知あり御簾を少しも不動相働き兎角之内関東勢一同盛返し敵兵を散々ニ打散らし終ニ城兵敗走城中へ追ひ其節當手ニも敵首十三級内一ツ作兵衛ヲ取其砌政矩公仰ニ作兵衛儀御先代より数度戰場へ被召連武功立カ者ニ付此度も被召連候處今日不計變動之處蹈止り御簾を不動故當手一番ニ備を立直し心妙之儀と御称詞有之

寛政重修諸家譜より曰く元和元年大坂再乱の
ときもまゝ正信本多が組に属し御旗本の前
備に候す

五月七日大坂城陥る翌日將軍秀忠伏見城に入
り七月朔日將軍諸侯を二條城に饗す政矩も亦
與り後ち暇を賜ひり邑に帰る

亀井記より曰く五月七日大坂落城翌八日伏見
城へ將軍御入城諸侯御勝軍之爲御歡登城七
月朔日二條城へ諸侯登城御饗應有之其後御
暇被下御帰城

元和二年丙辰四月政矩病あり豆州熱海に浴治
す

政矩賜饗
を受く

熱海に浴
治す

政矩書翰

態以飛脚申登也候

一昨日已刻に御所様御死去被成候言語絶候
家中者ともしも可申聞候かくす事とあら
ず候事

一公方様も令明日中へ還御被成候事

参考徳川十五代史より曰く元和二年四月十七
日前征夷大將軍家康公正寢に薨り年七十五
遣命より今夜久能山に葬る云々

二十二日將軍久能山神祠に拜す二十四日將
軍駿府に発す廿七日江戸城へ還る
一我等事豆州ありて湯治申候一段と湯相

應候去九日ニ當地ニ越候在所ハ成とも江
戸ハ成とも何方ハ成とも其方次第之由上
意ニ候間先湯ニ入申候ニ水も成集人殿成
瀬集人^{正成}万事指圖ニ候上様還御ニ候者
四五日御跡より江戸ハ下候はんと存事ニ
候

一上下心得入事候万事油断有間敷候事

一早飛脚之者在四五人ももとめ候ヲ置可申
候自今後者飛脚入候ニん間江戸より節ニ
可申登候

一いとハ祢能候者より候間緒右衛門所ハ申
遣候事

一鉄砲薬人をかけ候ヲあはさせ可申忍んせ

ヲをも無之候者ハハ可申候

一合藥いゝ不と有事ニ候や重而申上べく候
事

一体夢ハも以手紙^状可申候ハ共いそき候間不
申候事

一城中火もヤ万事法度をかゝく可申付候事

一當番之外門よりうちハ入申間敷候事

一天下之御定者夏中ニ而も有間敷かと存事
ニ候事

一具ニ重而可申越候拙者足も一段と能候而
つハハ座敷を歩候湯事外ヲ候可心安

存候謹言

十三ヶ條

卯月十八日

午刻

元和二年

豐

前守

政矩花押

牧 圖書殿

塩治權兵衛殿

湯 奎允殿

京都へ用ゝ事候之間屯く又其元へ指下申候事

一將軍様明日廿四日ニ還御之由四日五日以前

駿府より之沙汰ニ今日迄ハ口口之事不知候事

一大御所様御死ハハく御城へ御座候神

ニ御中屯ハ被成候由候何神ハ不知候由乘

左近より申来候是モ口者不知候事

一拙者事湯一段相應候而座敷之内をそろく

とあゆみ候今七日入候はんと存候事

一其元いゝ又も閑可仕候御死者被成候き己

之事候間下々共其心持肝要候事

一大御所様御死去被成候其日江戸を米津田

勤兵衛殿より慥御死去之由相ふれ被申由

候口而是も仰置られ候かぞ被榊候事

一一段と何方も閑候事

一駿河御年寄衆中初惣様あまをそり被申

候之由候年寄衆計ハ尤候カ惣様ソリ被申
候者カツてん不参候事

一先其元之普請をもや先大工遣をもやめ可
申候事

一而其元へもよれめ之衆可参候之間其氣遣
尤候事

一藤井家飯富七藏ニ可相渡候平野徳右衛門
家をハ竹中儀右衛門ニ可渡候荷舟仁左衛
門家を小柴六二郎岡本七左衛門家池田左
太郎寺本吉兵衛家永井二郎九郎寺本市允
家を平川左之右衛門右之者ニ遣之候間可
相心得候則市允屋敷之もニ遣候事

一村田小兵衛手前莫用相濟候申越候間前之
如去年之切米可相渡候事

一鶏之玉子下可申事
一鳥之尾也申事
一米買来候也根之能取可遣候事

一竹の子を塩付仕候而已ら下可申事但
毎年付候可能候間如其仕候而可下申候
角已り候ハ悪敷候

一あねを振舞申ニ餘少房多候之間書立を下
申候間書院へ持参可懸御目候惣別家中之
女方ともあね之處へ参様子悪敷候皆ハ間
之事候間むきと一ツ坐敷やなと下居不申
様ニ可仕候女カキヤリキカアノキは多國

一見候間我等内辨ニ可為之由内々子可
申候由候ニ其通可申上候事

一藏ニ長刀不そく又ちかくか子至可下申
候河田忠右衛門ニ可申候

一早飛脚ニ三人可下申候尚重而可申候謹言
十八々條

午之刻
卯月廿三日

豐前

正矩花押

牧 圖書殿
塩沼權兵衛殿
湯 杵允殿

元和四年戊午
五月二十六日
書翰之内

一我等事先度も如申下候去月十六日より相
煩候先度も再発候も存命不定ニ候キ不絶

延寿院御藥を給候今之分ニ候は、苦か子
まゝ候由延寿院も被仰候間死去仕間敷

候由候間氣遣被仕間敷候散々瘦候事
一好態之候へも其通可申候之より可申候へ

共書候事不成候間能心得候より可被申事
同五月
廿九日
書翰之内

一我等煩少能候今之分ニ候ハ、頓而可為本
復候間心安可被存候弥魚油断道三ヶ藥給

候事

元和二年丙辰八月五日伯耆國大山末社下山力

下山神祠
正興

神祠を再興す初め大坂の役危急に瀕し政矩此
の神に祈誓して擁護を仰ぎ其の徴あり是を以
て凱旋の後報賽の爲め家臣湯大學之儀をして
神祠を再興せしめ成るを告ぐ乃ち幣を厚うし
て之を祀る

下山社縁起

夫伯州大山之末社下山大明神之由来を尋ぬ
るに昔備中國淺口郡江原の庄渡邊日向守と
いふ郡司あり年老まど子なきことを悲み其
の國の傍に利生嚴重なる觀音薩埵有りこれ
に百日參籠之祈^誓甚深きなり感應空しから
ず八旬に及びて福德智慧の男子を得たり其

の名を源吾照政と號し身弓馬之家に生れり
武勇の名を勵むと雖も心は佛神を信じて湯
仰の頭を頌く誠は仁義の勇者也少年の初より
大智明權現の利生を仰いで大誓願を起し
彼の國より毎月社參をなすは寒國の雪を
踏み分炎天の日をもお凌いど山を越え水を
渡り十年の間一月も不怠爰に人皇九十五代
後醍醐天皇の御宇元徳二年の事なり例に
任せて參詣し神拜事畢ると已に下向し及ぶ所
に鈴木某登山すは行違ふに下馬谷より忽
ち打物勝負となる名を惜み命を^懸んおるは
武士の習なれば一足もひかず互に戦ひ尽し

予照政終に討られたまひ也悲哉自業の雲未だ
晴れやらす神明も私に照るまは息謂れな
るべし扱其の處に塚を築く此の地を下山野
と云其の後此の塚に野狐住り教多の眷属
徘徊し奇特神変を顯し貴賤往來の人を利
罪せり或時特に人は託し曰我生の權現の値
遇不淺今已に骸ハ下山の森の下露に朽ちぬ
と雖も猶地藏權現の恩光に依り一靈の心明
々たり然れども則ち當山守護神の末まつらな
り衆生利益の方便を運らし信あるを賞し不
信を罰し權現の威徳を倍增せん是れ我誓願也
と云々大衆其の託を感じ一字之草社を建

て獻信味勸祭而號下山善神とされを朝よか
けり夕に現き自國他國の願望を成就しと神
明威光煌々煌々たり其後亦託しと曰權現の
傍に我社を建つべし我内證本地の姿を顯す
べしと云々於此吉日良辰を撰び營作を始め
地を引くは當り地底より果し一つ金の佛
を掘出す怪みて見之十一面觀音之相好具足
の威容凜然し此の時僧衆謂曰傳聞善神未
生の時父郡司觀世音に祈誓しと求る所の子
なりと云今出現の尊體合符せりと感歎せ則
是れを開眼供養し善神の神跡を中頃ハ後光
嚴院文和元年の事也自今以來ハ善神徳彌馨

して黍稷を備へ幣帛を捧げり万人仰がふと
言ふ事なく其間の靈驗奇特教々の事長けれ
を略之者也

近來吉川駿河守高麗の陣に赴き給ふ時殊に
大山の神徳を頼み船を造り大山丸と号し自
ら是に乘り海上に押出す此の時一つの狐船
の舳先は忽然而立り船中上下怪之恐れ即岸
に着いて神官を招き地を祓ひ壇をしつらひ
湯を立神慮如何と謹み伺之此の時神託すら
〜汝不知哉我ハ是大山權現の使の者下山
善神也汝多年信仰慈悲正直の心を感る我を
異國に添遣す所也敢て怪ひ事なかれと云云

駿河守感喜肝に銘じ則船中を清め禊立潔
齋し神人を付け日々御供夜々の諸味上
下頼しく思ふ事恰も鉄壁に依るがごとく終
に戰場に臨みと鏡を碎き堅を破り軍中無雙
の高名世人人の遍く知る所也

又摂州大坂城軍旅の時亀井豊前守大節は
臨み此の善神を拜し無二の誓願を起しと權
護を頼むと頻也感應不錯白狐馬の前は現
る所願満足せり終に歡喜の眉を開き永劫
まで信仰を誓ひ帰陣の後幣帛数を尽すと云
り則其の翌年家臣大學之介を以て下山の神
祠を再興す其の功不日成れり於此大學之助

為主君名代謹て於權現神殿招請一山淨侶獻
々の清饗を備へ種々の珍菓を連ね供養之規
式嚴重なり新造社壇の前は十二口の釜を
立と十二の巫振鈴の袂をひさかへし數十の
神官ハ金銀の幣を捧げず階之前は連れり頃
は元和二年丙辰八月五日辰一點遷宮とぞ聞
えし香華燈明鮮はしく幡蓋翻々より三院の
大衆鐘の聲は隨而如雲連り梵音唄伽陀聲山
谷の響し見聞貴賤感信の聲止む事なし諸天
も影向し善神も納受したまふらんとぞ覺ゆ
了然るは其の前日不思議の神託あり其の頃
巫の中は一二の座を争ふ事有也既は法會は

違乱なるべしと諸人肩をひそめし處は其の
争をなす巫の夫の神主俄は振ひ出ると曰我を
誰と加知るや我ハ是下山善神なりとぞ虚空
は上り事鳥の飛ぶが如し上下教返くと後ち
一の御子来れと頻は呼たまふ則此の神主妻
巫進み出んとす其の時神託すらく汝ハ一の
巫は非ず速は出去れ我第一の巫此はありと
す今一人の女巫を引出し言論明は語りたま
はく汝不知哉我昔下山より此の地は遷座せ
し時汝が先祖某の袖の中に入り来れり今汝
を置と誰か座を争はん向後汝が家は傳へり
慎て莫怠と云々山上山下此の旨は伏し相論

止まけり此の時猶示未だ神上りたまはば
重く虚空に舞上り示曰湯大學宿しと禪智坊
に在り速に呼来言ふべきことありと云々則
ち走りて是れを告ぐ大學之に承り何なる御
託か在るべきと一心清浄之誠を尽し低頭し
て神前より参候す其の時託し曰汝社頭造畢
の苦勞甚神妙也夫汝が主人我を信ずる事年
深きが故常に彼を擁護する事影の形に隨ふ
が如し其の言證の言ハ怖畏軍隊中明に主人
に示す所なり猶是れ^信止む事無くんば子孫
代々之家門を守護し福寿無量の徳を嗣か
しめん此度社頭を新ます事歡喜され不淺哉

尤も納受する所也然りと云へども神馬と太
刀とは誓約に違へり汝等が知る處に非ず主
人難^レ忘所何ぞ其れ怠れるや此の旨早く達す
べき也と云々大學畏て領掌而是忘失の過
ちよしく全く惜み奉る處にあらざるべし急ぎ
使節を遣はせ是れを奉納仕るべし先集ふ帶
する處の両腰を捧げ奉らんと云ふは神是れを
受けたまはせ重く託したまはく夫れ人の一
諾ハ金石よりも尚堅し何ぞ汝が刀を借る約
をなさん品脚力を飛し主人に告ぐれば可
也といひくと則神上りたまはぬ大學之に此の
旨を承り而主君に達せ驚くと曰是れ我のなやま

てゐる也神託誠ニ在リ誓約疑なるとして則神馬
を奉り太刀ハ軍中の汚穢を清めんとして是れ
を磨礪し金造を新ましと謹而宝殿ニ納め奉
られけり善神擁護の御誓ひ頼もしくこそさ
れば亀井の家ニは益利生を感得しと其の後
正保三年ニ長子能登守在城の傍ニ於て一社
を建立し大山ニ達しと下山善神を勧請し供
養祭奠而信仰無怠と聞えり然る時武門の
榮華子春ニ開け積善の餘慶萬歳ニ傳へまく
而已其の後台嶺檀那院僧正胤海大山寺を管
領したまひしより善神之德音喧しく西海ニ
響く事を感じ明暦二年ニ是を執奏而謹而獻

聞し達せらる於此公卿會議有る三百年の事
跡を點檢するに正よしと邪靈よしと不怪
不爰非禮不爰邪幣功を権現ニ歸し徳を萬姓
ニ施す是我朝擁護の神明也とて則倫言を下
而從五位下ニ任せられ剝さへ下山明神勅号
賜はる時世哉邊土北海の末社としと忝くも
九重の雲上の名を上げ威光を一天ニ耀した
まふ偏しは大権現和光の方便妙用窮りなし
以て不可言宣

又元禄十丁丑年大圓覺院常然院家大山の學
頭職下山明神の明德不淺事を謹ぞ天台座主
一品親王公辨の於尊前被達高御忝も御感の

餘り御宸筆に贈大之字賜ひて則ち奉納神
前依之下山大明神と申也

棟札

奉建立護法神社頭造畢遷宮所

取書

大施主佐々木修理大夫源清久奉行多賀
對馬守中原久行

大工奴賀神左衛門通廣(是迄一行)

棟上施主足童子丸奴奉行西光坊祝榮同

河村三郎左得門久綱檜皮大工京藤左門

澄重(是迄一行)

右裏

于時

弘治第二曆丙辰九月二日 法印良賢記之

下山護法神拜殿修造

永祿四年辛酉南呂從廿日始菊月廿一日畢其時

奉行東光坊增幸 同普門坊久禪 泉衆坊秀慶

大工八幡宗左工門尉 頭領平松三郎左門尉 石蟹四郎左衛門

永祿四年九月廿一日申刻棟上 西明院鎮守所

奉修造伯州角盤山大山寺下山大明神社頭依立願令成就畢如意滿足之所

從五位上龜井豊前守源政矩朝臣

大工 奥田奎兵衛尉將秀

元和三年丙辰八月吉日敬白 奉行 新庄左門藤原盛忠

道師禪智坊法印禪藝 小工 井江新左門尉家次

龜井託ト曰ク元和二丙辰正月伯春國大山禪
智院、下山社禪智院御建立之儀ニ付湯大學

助を以て御墨付被下左之通

其山由來歸依靈場坂部鬪戰軍卷之刺下山
善神へ致誓願不思議之冥助茲今度湯大學
助差向下山社并其坊迄も致改造候間其坊
宜敷頼入候我永應令子孫信敬奉謝神恩同
社其坊共可致建立來もの也

元和二丙辰正月 龜井豐前守政矩判

禪智坊へ

右之通被仰付其後御普請取掛り同年八月
出来上り

右禪智院へ大山より被下左之通

一高四拾石 禪智院

此物成拾八石

一高五石 座給

此物成貳石

但し一藁より五藁迄被下

一高拾貳石 一藁修行給

此物成四石八斗

一高三石 弟子へ被下

此物成壹石貳斗

此物成貳拾六石

但寺附ハ高四拾石ニテ物成拾八石

右之通被下候由且又右禪智坊ハ武州公御從
辨ニ當り由ニ候ハ共御續柄譯不詳

下總守領地
の管理

是月伯耆國の内元市橋下總守領地在管理すべ
き旨命ぜらる

急度申入候仍市橋下總守殿越後ニ而御知行
被下候ニ付其地之知行おかり申候高貳萬石
之處御所へ御預々被成候間一万石宛御分
當辰物成より可被成御納候將亦此已前より
為山付貳千石餘御藏入御座候此所者亀井豊
前殿知行所近所之由候之間豊前殿へ御預可
被成候不申及候へ共被入御念御仕置等可被
仰付候委細者山田五郎兵衛方より可被申入
候恐々謹言

八月二日

安藤對馬守 重信

土井大炊助 利勝
酒井備後守 忠利

亀井豊前守殿

加藤元進大夫殿

急度申入候市橋下總殿伯耆國上知行種借之
儀百姓之手形下總殿より可有御越候間御改
候種借無紛とおいては下總殿へ相濟候様
と百姓へ可被仰付候恐々謹言

九月廿四日

伊丹喜之助 元
安藤對馬守 重信
土井大炊助 利勝

亀井豊前守殿

人々御中

秀吉野史曰市橋長勝美濃郡市橋莊人也姓藤原氏父長利稱壹岐守屬右府信長及關白秀吉云々

長勝初字九郎左衛門仕信長後仕秀吉天正十五年移今尾城濃食一萬石叙從五位下稱下總守慶長五年庚子秋八月從東照公于小山行營長勝受命与福島正則等西上據城督部下六百固守備器關原終加賜一萬石慶長十三年轉封矢橋城督食邑三萬千三百石元和二年夏遺命録大坂功加賜二萬石移居三條城越六年三月卒年六十四

政矩書翰の内

伯州市橋下總殿種借之儀大橋作右と談合仕ニツ半分ニあつかい仕候由尤候百姓所ニ市橋より之書物などなく候てはゞ口上より百姓申分ハ御奉行衆ハ不被申候間ニツ半分子相濟候へば能候其上承候へバ市橋殿ハ百姓より捨などしたし候へ出候由候何とそ仕ニツ半分ニあつかい候へ濟し候様可仕候事尤候

津和野移封

元和三年丁巳七月廿日封を石見國鹿足郡津和野ニ轉移せられ三本松城を賜ふ八月十三日入城才幕使駒井右京之進小笠原市右衛門柳生亦右衛門及銀山代官竹村丹後守来りと俱々與々

登城す時堀平吉郎先導せり城内巡見畢り
領知目錄及び城郭並城守武畧等目錄を以て授
受を了せり

亀井記に曰く元和三己七月十日鹿野城地被
轉石見國津和野三本松之城地賜ひ八月十三
日御着城爲御引渡上使駒井右京之進殿小笠原
市右衛門殿柳生亦右衛門殿下向銀山御代官
竹村丹後守殿御越其後上使御代官御登城政
矩公子も御登城其節堀平吉郎御先導御案内
仕候

〔附録〕堀平吉郎儀元來吉見家之侍ニ候慶長
五羊吉見家當地引拂之砌居殘其砌一旦公領

と相成候節銀山御代官大久保石見守殿より
御城并市中御預け被成候段親彌三兵衛へ被
仰渡支配致し同六丑三月坂崎出羽守殿城知
拜領入國之砌重々御世話仕夫故當平吉郎妻
戸川肥後守女坂崎殿養女より被嫁實ハ
坂崎成正殿姪女元和二年出羽守殿横死其砌
又々一旦公領と成候砌同十一月銀山御代官
竹村丹後守殿より御城市中御領支配仕候様
被仰付候ニ付右之通御案内仕尤町方支配者
御當家ニ相成候ニ奉行形倅平吉追二代相勤
了
坪平吉郎儀ハ此御吉例より此度猶代々御

首途御登城之節御先尊仕於御城御軒獻上御
目見被仰付御酒被下置十二代目九郎兵衛儀
延宝五年御先尊廢せり札於御館御軒獻上御
目見被仰付家格ニ被轉

龜井家譜ニ曰く元和三年丁巳七月二十日承
轉因州鹿野城更所移石州西境津和野三本松
城之令

参考台德院記ニ曰く元和三年六月十二日將
軍江戸ヲ發ス十七日途ニ久能山ヲ拜ス廿九
日伏見城ニ入ル九月十三日伏見城ヲ發シ二
條城ニ入ル晦日江戸ニ還ル

○按ズルニ津和野轉封ノ事ハ伏見ニテ拜命

ゼシナラン

寛政重修諸家譜ニ曰く三年九月鹿野を轉じ
石見國津和野の三本松城を給ひ所領を同國
鹿足美濃那賀邑智四郡のちまゝつさる

龜井家文書

態飛脚差下候

一我等事石見へ國替被仰付候其用意可仕候
各家中へも其通可申渡候

一家内疊以下迄致候て相渡候分候間其通可
申渡候

一地下山林竹木伐取候間敷候旨堅可申觸候
一因明へも上様より御挨拶兩人罷出候條諸

事其意得可仕候

一地下種物^借之未進之儀政所百姓書物^借せ候
て^悉取可申先書^借も如申念之入可申給人
より借^借候分も此方ノ借^借ノ内ニ百姓
リ書物をせ候^借り可申候給人自分借
ニ仕候ハ、重而取候事成まじく候給人損
を仕候まぬ様^借可仕候

一城之荷物鉄炮同玉藥以下之儀ハ舟津迄出
候^借奉行を付置可申候舟津之儀ハ手廻能
様^借可仕候

一萬事爰元より申下迄も無^借之候其方^借下差
計候^借可申所候上様より横目出候間其意

得可仕候無念^借仕候^借其方可^借為曲事候

一其元舟之儀伯州ニ而も此方之分子^借は借

可申油断仕間敷候猶追々可申進候謹言

七月廿日

政矩 花押

牧 圖書殿

湯 杓允殿

新庄九郎助殿

追而申下候

一石州へ先へ下候を牧四郎兵衛梶屋弥右衛
門塩治大學賀藤藏人新藤右茂助右之者共
を先へ下可申候間内々其用意可仕候通可
申渡候謹言

七月廿日

豊

政施判

牧 圖書殿
湯 杵ヶ殿

尚々右之者共内々用意候了此方より一左
右々々ハ参考候様可仕候以上

尤此一項ハ轉封の際主従の家什運搬の事
係るを以て之ハ附記して参考と爲す

庚子夫米之事

一六拾一石二升五合五勺

但承應元壬辰より辰ノ納米ナレバ豊

已夏直段ニシテ御納戸へ上納
内

九石七斗五升八合三勺 高津

拾五石九斗二升 横田

拾九石九斗七升六合八勺 青原

拾五石三斗七升四勺 北仙道

右庚子夫米ト申趣旨分明ニ魚之ニ付享保

四亥年地下古老ノ者ハ尋子ヲレ候處白上

村庄屋隠居有魚ト申ス者漸傳居候趣ニテ

左ノ通答書差出候由

一殿様因幡より津和野へ被遊御入部候時分
御荷物并御家中荷物迄モ高津へ御廻之被

遊海上之傳能御座候ニ付荒道具迄高津ハ
御廻サセ北仙道高津横田青原四ヶ所ヨリ
段々年を重収大分ノ御荷物故四ヶ所難儀
仕候ト被_レ聞召百姓為御取抱夫米之内四ヶ
所ニ而六拾石餘リ御赦免被_レ仰付候處慶安
之頃迄右ノ御荷物津和野ハ上ヶ濟申候依
之御赦免之夫米先規之通被_レ召上候ニ付庚
リ夫米ト帳面又モ書記申候
一右之庚リ夫米賣上ヶ仕御納戸ハ上納被_レ仰
付候儀故寛永十四丁丑御檢地高御物成ヨ
リ外之御所務ト相見申候ニ付新田米同前
ニ御納戸ハ銀ト上納被_レ仰付其時分ハ帳

面又モ増夫米ト書記候處主水様御仕置之
時分御吟味被_レ仰付候ハ帳面ニ増夫米ト書
付候ては元ヨリ相立候夫米之外ニ又々夫
米出候様ニ相聞候間庚リ夫米ト書付可_レ申
旨被_レ仰付候年數之儀ハ覺不_レ申候三十四年
程以來庚リ夫米ト書付候様覺申候以上

享保四巳未
安七月廿二日
白上有魚

原田十兵衛殿
中嶋九郎兵衛殿

御飛脚下候間一書申入候
一御國替之儀因幡伯耆ハ松平新太郎殿御座
候是ハ姫路之武藏殿御息ト云候

参考野史池田利隆傳 = 曰慶長十二年九月賜
族祿武藏守十四年子光政新太生十八年正月
輝政薨六月割其封為三利隆食播磨

一 豊前様ハ石州ト城付可被遺候旨今日廿
日 = 被仰出候直 = 被仰出候左候へば城付
之儀ハ酒井出羽殿跡ト候はんか存事
候是は山かト知行悪候由 = 候間益田
あトり東方ト被下候様トと色々覺仕
候事ト候成阜人殿安帶刀殿松周防殿種々
御情被入候トと大炊殿ト被仰出候ト由
了能所遣候へと大炊殿迄被仰出候由候其
通具大炊殿御雜談候御奉行衆も何も御懇

之儀共 = 候

一 各知行高ト了替申由候間此方之儀ハ物成
高過分 = 候間物成誥ト高被下候様ト之
御奉行衆迄申トみ候何も其御分別參候間
定而悪ハ御座有ト候かと存候
一 出羽殿元城主坂崎出羽守城付被下候へば
山かト御座候間餘トり知行をは浦か
たト被下候様トと申事ト候然共浦かた
舟着何と申所を碇と不存候間其元 = 為存
もの可有御座候間能御尋候ト御書付候ト
序時トはやく御上ト可有候御油断候ト
候

一 幡州衆は何も才や御下候間頓而其元へ可
被_レ罷越候條其意得_レて諸事御志申_レつ干要
候

一 酒津青屋泊_二先藏を御立候_一て鹿野御城之
荷物可_レ被_レ成_二御下候

一 今日迄被_レ仰出候_一て御國替衆知_レる方大形
書付申候

一本多美濃守殿同平八殿同出雲殿御舎第此
衆中ハ播州へ御越候

一 松平新太郎殿因州伯州へ御越之由_二候
(参考)徳川十五代史_二曰元和三年三月六日松
平新太郎因幡伯耆西國ヲ賜_レて鳥取ヲ以_テ居

城下ス

七月十四日本多忠政桑名ヨリ姫路ニウツル

万石

一 加藤左近大夫殿ハ豫州へ御越之由候備中
へ御越之由_二候脇坂淡路殿ハ信州へ御越
之由_二候

一 石州へ舟御廻之事秋瓜之つよく成候はぬ
内々大形之道具御越候御用意專一候申迄

も無御座候へ共如此_二候
一 其元地下種借之儀共後日_二出入無之様_二

内々能御究之事専用_二存候
一 上様より御檢使御國渡之ため_二御奉行を

被出候由ニ候近日ニ可有御下候條掃地等
魚油断内々可被仰付候

一不及申候ハ共御荷物ハ舟ならては成事

候御舟加子之儀内々御志方ハ尤ニ候

一其元給人より百姓ニかゝ候米之儀も殿様

より御加し被成候借之内ニ百姓より書物

を御させ候ニ御取立ニ候御意ニ而候其段

不能申候猶追々可得御意候恐惶謹言

七月廿日

河田忠右衛門 花押

神代二郎兵衛 同

磯江 平内 同

塩治権 兵衛 同

湯 木工様

新 九郎次様

牧 圖書様

人々御中

其元仕舞之用ニ人を下申万事能様ニ被仰付

可被下候爰元之様子今日ハ御参内ニ候定

而二三日中ニ御いとま出可申間其由ニ御下

可被成候いまは知行高所付無之候夜前竹村

丹後殿被上候間一兩日中ニ可申万事才

かく此時と存口口夜も叔不申油断無之候間

其段ハ可御安候萬様子ハ昨日之分子ニ候

何れハも御けん使下申候御注意書ニまくと

出申候間万事有躰可為候間可有其御心得候
こまゝ様子之儀ハいさゞ不仰渡候間其内万
事きもを入申候二郎兵衛平内忠右衛門家用
之事ハくみの者被仰付可被下候具此三十郎
可申候恐惶謹言

七月廿一日

塩 権兵衛

牧 番書殿

政 花押

湯 木工様

新 九郎助様

尚々めいゝ申度候へ共どかく取紛候間如此
候以上

信濃殿 多胡 主水殿 多胡 四郎兵衛殿 藏人殿

(加藤) 御傳筆申上度候あし御西人ハ御用意御
太儀候爰元之儀成ほど方かく仕候何も書状
不進候間被仰下候可被下候
□□□立候□□□逗留候其故ハ煩も志々と
魚之□□なと用令養生□□薬□□□安可存
候てんを請候て各なとも仕候□□五六日已
前出候と相申候一段□□尋候と申候へば城
之在所悪候由被仰候若ものゝ左様成所請取
候ても如何候間城之様□□上候て御理をも
申上城之内所をも替□□被仰候間別繪番も懸
御目候□様ハ石見之押共思召候處勝手悪左
様之所よりハ不成儀候間御年寄衆へ申候は

ば可相調候由被仰候伊賀^一板倉^一殿も此月末^一
ハ江戸口下之由^一候彼は一^一段首尾能候周防
松平^一殿へも口之様子申遣候竹中米^一女^一殿へも
左様之談合示合候知行貳千石三千石之出入
之儀ハ御銀山^一より古へも無^一之候は、早速可
相調候由^一候間弥御奉行衆へ繪圖も懸御目
可申覺悟候間先度も申遣候吉田中津八幡山
など何も見合候^一何町^一何之山へ何は^一城
=成候不成候所能見分候^一事懇々可申越候
其あ^一り^一ハ城^一可成所も有候哉と伊賀^一殿
も御尋候間在候由申候自然知行替など^一も成
候儀も候へ^一む^一候間先日も申遣候帳をも

懇仕立候^一繪圖と同前^一早飛脚^一江戸へ
下可申候

- 一耕作時分候間不作無之様^一百姓等逐天示
仕候様^一諸代官へ堅可申付候
- 一爰元別^一相替沙汰^一無之候
- 一酒井左衛門佐^一殿煩^一江戸より去月被相
果候由伊賀^一殿被物詰候
- 一力はり具足古^一成候ハ上へ申上せ候^一
可仕候
- 一江戸へ切々飛脚可差下候西へ飛脚往来候
ハ其元之様子^一江戸之左右も其方へ可
申遣候^一兎角其元より飛脚不^一来候へば此方

又ハ人遣もつかへ候間其意得仕切々人を
可越候

一大津之一儀被相濟候間我等不上候共調候
様 = 才覺可仕候御年寄衆へ聞申返 = 候

一小袖彼是 = 銀子入可申候間用意仕候持
世可申彼邊ハ人不知 = 物之不入候様 = 可
社候由 = 候

一紙在きを才覺仕候と帛をすかせ可申候

一山を見立候と銀山出来候様 = 可仕候

一百姓等御領所之ものと山等彼是 = 付て諸
事出入論なや不仕候様 = 可申付候とま
け候付と = 仕候ハ重而仕能候公儀ハ心ハ

まゝ = 不成候

一くこを取せ置可申候

一座敷を立仕廻候と下より迄仕候と上より
ハ先待可申候

一江戸 = 如何はと逗留可申も不知候間其元
米賣候ハ銀子下可申候

一五畿内麦悪候由とて候麦悪候は米ねあ
かり口口口其元ハ如何候哉

一まへかふより有候芍薬つゝご何色くくと
札を付候てくさり候はぬ様と可申付候九
右衛門 = 可被申候

一諸法度番と手堅可申付候猶追々可申遣候

謹言

後三月五日

正矩判

湯 本允殿

塩治内匠殿

河田忠右衛門殿

元和四年五月二十六日書翰之内

一 小高津又御所山高き山下何も田地如何
 とも有之迄書付候へ念之入一疊敷計ニ仕候
 へ早々下可申候此方ニ能書直候へ御年
 寄衆へ可懸御目候内々島兵介迄物語申候
 能々合點候御奉行衆へ御談合候はん由ニ
 候継不成候へも御預之城むきくと仕候て

居申候て以後御役も不立候へハ如何世
 上へ沙汰出来公儀へ御聞迄能も候まじく
 候こと故各知音中へも御談合申一段よく
 候はん由ニ候間如此ニ候繪番念之入候
 ハ自然城所替調候へば目貫之知行ニ替候
 様も成候はん々と存候間申事ニ候各ノ
 魚念之様子ハ城所替餘不敷寄候りと存候
 勿論各迷惑ハ我等之痛ニ存候間今之分ニ
 ても堪忍仕度候へ共為後日候間如此ニ候
 一 小高津と御所山とは間如何ほ有之小高
 津在城ニ仕候へは御所山を見落し候哉御
 所山ハ加守之由ニ候々左様ニ候哉爰元ニ

ても存候もの候も尋候々何も間遠候由
申候左様候哉念之被入候事懇々仕繪番
二疊敷に成共一疊敷に成共細々仕立急下
可申候

龜井記に曰く元和三己八月御城領知為御引
渡駒井右京之進殿小笠原市左衛門殿柳生亦
右衛門殿下向銀山代官竹村丹後守殿御越御
立會御引渡左之通
一高四万三千石
御知行高

内
三万石
壹万三千石

城崎出羽守家来
吉見備前帳面
竹村丹後守家来
帳面

一城附武具
右之通御請取相濟

御領知石高目錄

一高三万三千石四斗

先出羽帳前

一高一万三千石九斗一合

竹村丹後ヨリ渡之分

一高三百三拾七石三斗五升八合

村々新開之分

小以四万三千三百四拾石四斗八升九合

一高五拾一石八斗一升九合

地方ノ分 田原村

但寺社領替地古田大膳内石田十左衛門
勝長兵衛手形

一高壹石五斗五升三合

宇津井村ノ内
七ツ罎

但右同断此高来原村古高に籠り

一高七拾四石七斗五升八合

高津船 網 役
海子 役

此銀五百九拾八匁六分四毛

高壹石三付八匁宛

小以百貳拾八石壹斗三升

寺社領替地之分

合四万三千四百六拾八石六斗壹升九合

元和癸未九月十二日

郡分石高覺

邑智郡

一古高千貳百貳拾九石壹斗五升貳合
一古高貳百六拾壹石七斗七升壹合

田 高
畠 高

一銀壹貫七拾壹匁九分六厘

小成銀

内

七百三拾五匁貳分壹厘

楮子五拾三把

七拾七匁

茶百拾斤

百拾三匁一分五厘

澁六石七斗九升六合

三拾六匁六分

漆五百四拾九匁

百目

川 役銀

拾匁

山 役銀

一綿壹貫八拾四匁

右邑智郡貳ヶ村

長谷村 日貫村

此柴草山

那賀郡

一古高壹万子貳百拾四石貳斗三升九合

田高

一古高千四百九拾八石壹斗九升四合

皇高

小以壹万貳千七百拾貳石四斗三升三合

一銀貳貫貳百八拾九分九厘

小成銀

内

二百五拾五分九厘八厘

茶四百六拾五斤半

八百九拾九分三分三厘

楮千二百拾束三把

六百九拾八分五分九厘

淡四拾一石九斗五升

貳百六拾三分五分四厘

漆三貫九百四拾七分

百五拾九分九厘

川役銀

拾貳分五分

山役銀

一綿四貫三百拾九分

村數二拾七ヶ村

都川村

和田村

重富村

木田村

追原村

入野村

佐野村

田原村

今福村

長谷村

丸原村

今市村

葦原村

枝郷八木村

柚根村

德田村

小園村

波佐村

宇栗村

久佐村

末原村

長見村

小阪村

長安村

井野村

田野原村

右之内

柴草山貳拾ヶ所

雜木山五ヶ所

小松山一ヶ所

旱損場六ヶ所

水損場三ヶ所

美濃郡之内

一古高壹万千八百八拾五石九斗七升一合

田 高

一古高貳千四百五拾三石貳斗七升二合

田 高

一高六拾三石八升九合

釣役塩役船役海子役和布役

小以一万四千四百貳石三斗三升貳合

内

三百八拾六石九分貳厘

茶五百八拾升三百拾五石

百四拾壹石四分四厘

楮貳百三拾束

四百拾四石七分貳厘

漆二拾四石九斗一合四升

百三石

檜柑百三本

五分

柑子一本

壹石四分七厘

漆實一斗四升七合

壹石

柴百目

三百七拾目七分九厘

漆四貫五百六拾石五分

五百六拾五石

川 役銀

三拾目

山 役銀

二百目

釣 役銀

五百九拾八石六厘四毛

水主網役

一綿七貫七百六拾六石

一六石五斗貳升

塩役米

此塩九石九斗二合

一壹石三斗

和布役米

村數四拾八ヶ村

喜阿彌村 中垣内村 戸田村

小濱村 美濃地村 原村

馬谷村 大屋形村 枋山村

猪水谷村 篠田原村 西長澤村

東長澤村 枝郷二ノ谷村 板井川村

宇津川村 北仙道村 左ヶ山村

小俣賀村 安富村 角井村

須子村 飯田村 高津村

持石村 内田村 市原村

松原村 白上村 虫追村

金地村 川登村 飯浦村

黒谷村 桂ヶ平村 柏原村

鹿谷村 向横田村 三星村

寺垣内村 大峰破村 薄原村

瀧谷村 城九郎村 本俣賀村

枝郷小野村 本横田村 梅月村

右之内

柴草山三拾九ヶ所 雜本山四ヶ所

小松山二ヶ所 水堀場二ヶ所 日損所二十ヶ所

鹿足郡

一古高一万貳千百四拾石一斗九升六合 田高

一古高貳千七百三拾貳石三升五合 畠高

小以壹万四千八百七拾貳石貳斗三升壹合

一銀三貫三百七拾壹匁八分

小成銀

内

壹貫貳拾目九分

茶千五百拾分二百匁

五百五匁三分四厘

楮七百貳拾束四分

三百七拾八匁二分七厘

漆五貫六百七拾四匁七分

壹匁四分

漆實壹斗四分

三百三匁三分三厘

漆拾石一斗九升九匁

四百四拾六匁九分五厘

川役銀

七百六匁五分三厘

山役銀

八匁三分六厘

柴八百三拾六匁

一綿拾壹貫九百七拾壹匁五分

村數五拾八村

相撲ヶ原村	須川村	枕瀨村
程狩野村	野口村	服本村
木野口村	添谷村	小瀨村
春原村	野地村	柳村
宿谷村	野地四村	大木村
小直村	野廣村	越 ^枝 原村
直地村	和田村	地原村
高野村	木部村	長野村
奥ヶ野村	市尾村	横瀨村
喜時雨村	高田村	徳次村
鷺原村	中座村	森村
寺田村	笹山村	福川村

枕谷村	杓木村	左鐙村
横道村	木部谷村	高尻村
大野原村	田丸村	七日市村
拔舞村	蓼野村	朝倉村
注連川村	立戸村	廣石村
澤田村	六日市村	立河内村
九郎原村	樋口村	星坂村
河津村		
柴草山四拾一ヶ所	雜木山八ヶ所	松木山五ヶ所
梶山二ヶ所	日損所拾二ヶ所	水損所一ヶ所

右之寄

一古高三万六千五百三拾三石三斗四升七合 田 高

一古高六千九百四拾五石貳斗七升二合 畠 方

合四万三千四百六拾八石六斗壹升九合

村數百三拾五ヶ村内五ヶ村枝郷

以上

一百貳拾八石壹斗三升 寺社領除地

内

七拾九石二斗六升 神社二十三社

四拾八石八斗七升 寺院拾七ヶ寺

右之内

拾三石

但往古ヨリ御除高拾三石五ツ成子

初本大明神

〆相渡享保十一年より右之外拾
三石御寄附五ツ成又〆
拾三石渡ル

貳石

市原 八幡

貳石

月 永源寺

壹石

高津 八幡

貳石

須子 八幡

壹石

月 海雲寺

三石貳斗

角井 八幡

〆貳拾四石貳斗

高津組

貳石

横田 八幡

貳石

后大鳥居 八幡

五石

安富 八幡

壹石

横田大鳥居 石塔寺権現

貳石

本保賀 八幡

壹石

月 西禪寺

貳石

横田 長寅寺

壹石

属 八幡

貳石

安富 横田金剛寺

壹石

梅月 聖清寺

〆貳拾壹石

横田組

四石

三渡 八幡

壹石

向横田 八幡

五石 壹石壹斗 青原組
 壹石 東長沢 見光院
 貳石九斗七升 西長沢 永源寺
 壹石八斗 馬谷 宗兼院
 六石八斗七升 嚴島明神 横田組
 貳石 殿河内 報恩寺
 七石 井野村 八幡
 九石 木田 井野村組
 六石 長谷 八幡
 四石 八幡
 拾石 日貫村

拾石八斗 佐野 吳光寺
 拾石 下末原 八幡
 貳石 佐野 八幡
 五石 下末原 永德寺
 貳石 佐野 良昌寺
 八石 今福 安樂寺
 壹石 日 八幡
 三石 上末原 柳寧寺
 四拾壹石八斗 久佐組
 貳石 小坂 瑠瑠寺
 貳石 日 八幡
 六石貳斗六升 松井川 新宮

×拾石貳斗六升 長安組

一三本松城總廓廻り 拾町三拾八間半

本丸 天主魚之土臺計り廻り 二町七間

二丸 三拾間櫓折廻り櫓廓廻り 一町五拾二間半

三丸 海老櫓折廻り櫓廓廻り 四町六間半

東西南三ヶ所櫓門鉄門一ヶ所

腰郭廻り二町二十三間

出丸郭廻り一町三間

櫓一ヶ所

門一ヶ所

但坂崎出羽守入城後茶磨山鷲原上
中入出城西所廢之城修復有之家丸

浮田織部重々差面出丸城等新規同

様一築調候ニ付出丸ハ織部丸共唱

不城吉^見時代ハ西側大手ニ候慶長崎

時代より東側大手ニ相成候由申傳

當城濫觴往昔戰爭里謗申傳三本松城名ハ本

丸出丸之間松大木三本有之因而名唱當城者

後宇多天皇弘安五年十月十七日蒲冠者範頼

六代ノ孫吉見式部頼行教代依軍功三河國設

樂庄貳百町被轉西石見二郡高田山^{御城廻木}

園^{吹木部}能美山^{吉野}市三所城賜下入國木園

又住才永仁三年當城被築引移廣行迨十二代

三百十九年在城慶長五年関ヶ原合戦之砌出

陣家断絶翌六年坂崎出羽守、三万石城地賜
下元和二年出羽守横死家断絶跡此度御拜領
尤往昔吉見入國城被築敷代居城戰爭之次第
左之通

石見國鹿足郡三本松城主吉見家之儀者清和
天皇之後胤蒲冠者三河守範賴之末葉也
賴元曆年中平家追討大手之大將武名は世に
知る所也其子三河太郎範國其子三河守式部
太郎賴圓其子三河式部太郎為忠其子三河式
部大輔賴忠其子式部賴行迄三河國設樂庄貳
百町知行才賴行後宇多院之御宇鎌倉將軍惟
康親王執權北條時宗之時代敷代依勲功石見

國に於り五百町賜入國時宗書渡丸二

下三河設樂吉見式部源賴行件人數代官軍
武將依殊忠勤重依是西石見二郡五百町高
田山吹野木園吉賀能美山三所城至子々孫
々被宛行者也依執達如件

弘安五年十月十七日 北條相模守時宗判

吉見ハ官軍武將よりと北條時宗も書載り机
候程之名家より依り同年十一月十五日後
宇多院より其節天下に名を得る九州に大友
四國に河野中國に多々良石三家と座跡可為
同輩吉倫吉被成下丸二
石見吉見式部賴行清和之末流為範賴子孫

官軍在京故大友河野多々良座跡可爲同輩
旨宣下執連如件

弘安五年十一月十五日奉之

橋三位中將義員判

忝も右倫旨を下之賜候三ヶ所之城主と
木園城に居住す此時家臣波多野八郎長嶺又
八郎工藤源吾伊藤十郎町野將監益成源藏付
忝来り木園二十三年之春秋を送る永仁三年
木園をり東に當り三本松と云ふ山に居城を
築き引移永仁四年伏見より先祿は五百町を
加へ下之給ふ嫡子大内蔵大輔頼直其嫡兵部
大輔直頼後三河守光明院御守曆應三年三月

直頼名代としり舎弟下瀬加賀守頼祐王番役
やして上浴之節禁中御飼鳥鶯高聲を囀りけ
るを野鳥来り聲を合せけりが御飼鳥鳴負て
胸を突て死す野鳥猶木末より高く囀りけるを
王番役之内達者なり射手を撰み射させると
勅命に依りて数百人の内より下瀬判官と名
譽の射手なりと撰拳せりま御召の御沓を賜
りて御庭前へ出彼の鶯を射り落す法皇御感
不斜月御雲容同音に射りやと譽めた
まふ此時御太刀一振黄金百枚下之給ふ頼祐
三代續き加賀守と稱す何きも名譽の強弓
より御末孫今賀賀と稱すは三代目加賀守
の御倫旨北條時宗の判物頼祐へ下之賜りた

御香共三品今直賴嫡兵庫頭弘信此時より
長州湖東防州德地拜領才弘信嫡三河守賴弘
の世に應仁元年細川一乱之時將軍家の御味
方より軍功有之山名八郎太田十郎を討取賴
弘嫡三河守成賴同嫡三河守賴興同嫡春王丸
出家之傳法寺慶性禪師と云二男三郎隆賴相
續此世より防州大内家簾下より屬在天文九年
在山口之時陶尾張守晴賢入道卓錐軒全薑初
務權大輔弟但馬守光長と遺恨有之及爭論組
ど差違死を此時隆賴左文字之太刀を帯ぶ是
文字を不祥と以光長を刺す依り吉見家より左
と云以後不用同翌十七日未明に竹内四郎賴
継友倉因幡守長光山口より早馬より津和野

へ歸り家老羽隅伊賀守竹内維殿同豊後守吉
見越後守同備前守同常陸波多野右衛門片
山安藝守へ斯くと告げけれバ誰を加家督た
らしめんと評説す羽隅伊賀守吉見越後守ハ
隆賴弟安房守を立んと云竹内四郎同維殿同
豊後守ハ傳法寺慶性禪師を還俗せしめ家續
させんと云波多野右衛門友倉因幡守ハ隆
賴之舎弟之内上野善右衛門長政を立んぞ云
ふ時又竹内四郎進み出曰慶性禪師ハ出家な
れ共賴興公カ嫡子なり次男隆賴一旦家續仕
給へ共今々様ニ成給ふ此御西人は御本腹な
り賴興公室ハ大内其次安房守殿上野善右衛

門殿竹内豊後妻とは京都上野菴書娘腹子出
生なり近年家中左のみ不用故家續仕とす
共治り難く存るなり唯度性禪師在家續た
しめんと云々けれ禪師曰一旦剃髮染衣
身となり俗に歸らん事是非もなき事なれ共
大家断絶の事なれを八幡宮へ祈り納受有ら
が諸士の申旨に任せんとも八幡宮へ一七日
通夜せらまし七日に満る夜白鳥来て慶
性の夜に糞をおとしかゝる者ハ還俗せし
の事なりとす天文九年十一月十五日三十六
歳より大内藏大輔正頼と改元同廿日諸役人
定舎弟吉見安房守竹内豊後吉見越後同常陸

分友倉信濃五人を家老に定吉見大頼助頼益
同左京頼兼竹内源五郎頼敬三人を奉行に定
石隅刑部康氏長嶺伊豫益信竹内豊前頼勝長
野美濃頼久板垣右京義兼波多野一郎元明吉
賀和泉頼忠此七人侍大将定一手に百騎宛預
り七組七色之旗印紋を付城々七手を堅波多
野与九衛門を軍奉行に定羽隅但馬康元岡村
内膳利勝横目民部種信の三人を足輕大将に
定石津与太郎長嶺源藏を小荷駄奉行に定長
嶺八五右衛門頼國羽隅右衛門大輔頼康を武
具奉行に定吉見備前頼成を旗奉行に定同日
家中諸士文武兵法諸藝無^一懸心掛可^一申高百石

士上下七人馬一疋用金七拾兩武具手當平生
籠城同様夜甲冑を褥とし太刀分用意し取渡
自然出馬之節ハ兵糧五日分用意嚴重ニ出陣
可致若し後身を取り及違々ものハ可為越度
旨按嚴重被示正頼生得總明又して和漢の學
に通じ又智勇群を抽けれを文武兼備の良將
とハ此人をこそ可言と諸人賞美しける此時
ニ至り吉見家近國ニ鳴り渡り石州の内ニは
肩を並ぶるものもなし正頼家續後大内と手
切も無之候へども隆頼死後ハ自然と疎遠
年月を送り候處義隆ハ武事ニ疎く遊樂を
被好候間家政衰ハ義隆ハ有きやも如無大内

の權ハ皆陶ニ歸候様成行正頼入道の内所業を
憎まれ候處天文二十一年陶入道大内の諸臣
と謀り主君を追出し長州深川 寧寺ニ押詰
生害致させ其後大友宗麟弟義長を貫受大内
の家を継せ左京大夫義長と稱すといへ共大
内ハ名のみ入り入道が權威ハ益強く斯る折
から嘉年中秀少輔ハ陶と中違ふる合戦ニ打
負け石州へ落行けりを正頼渠が大剛の者な
る事を感じ暫く抱置姪聲ニ取り家城嘉羊城
へ返し吉見大和尉を魁首とし軍士多く差
添返しける陶入道聞き彌怒を増しいを渠
を踏潰んや天文二十三年正月初旬深野平左

衛門板並小米太等四十騎を付て嘉年城取巻
入替々々責りけれど嘉年八大剛の者なり
けきバ多勢を物の数ともせず防ぎ戦ひけれ
ど此の城いつ可落とも見えざりけり陶ハ嘉
年を責落しそれより津和野へ可押寄とこそ
聞えけれ此由毛利元就ハき々たあらば吉見
へ加勢すべし々二宮隱岐守伊藤三郎左衛門
二人を三本松へ遣し弥互ニ志を合せ特角の
力を一よしと陶誅戮の議を回らされけり陶
ハ嘉年城案の外手強くして可落様なかりけ
きは防州伊賀路高山寺山之城よりけり町
野相摸守玖珂郡道前郡の兵貳千餘騎を催促

し嘉年城へ馳向ふ正頼斯く々聞きて吉賀弥
六下瀬加賀守へ宗徳之者五十騎雜兵三百計
り嘉年城へ援兵を遣されけり此者共城は
のみ籠りて徒ら又敵を守り居らんハ勇人不
足所なりいざ路次へ馳向ふと敵を追ひ散ら
しその後より至り城へは籠るべけれと高佐近
出近ふ町野ハ敵勢なりと見けきむ籠る手
を進めと切て掛る下瀬吉賀ハ多勢の敵を
りながら途中より出迎ふ程のものならば何
は少しもひるまづ懸合戦ひより下瀬ハ殊
大弓なれば差誥引誥射ける程より此ハ矢先
當るもの命落さずといふ事なく人塚をつ

かせよりけきむ初度の戦は利を得て共
町野多勢をもつと入代々々前後おと戦ひけ
る程は吉見勢終はち負けて嘉年をさしと逃
け行きけるを町野ハ頻りは押掛けきバ吉賀
下瀬返し合せ能き首討と申勢は土産はすべ
しと落行ながら戦ひしが吉賀ハ深手負ひた
きむ嘉年八幡の前より自害せり下瀬ハ漸く
城に入り申勢は逢ひと斯々の次第無念なり
とて此上力戦し敵を打拂ひ今日の耻を可雪
とて敵荒手を代へて責めけるをも物の数と
もせおち出しと戦ひける程は當城更は可
落とは見えざりけし斯る所は深野板並謀を

廻らし城中は籠りける山口何某始其の里に
居けるを傳手を以て引出物数多遣し父は對
面をとり城中に入り透間を伺ひ火を付くべ
し然らば汝等親子の者は褒美ハ望ましか
すべしと云ひけれが此女歡は堪へず頓り城
中に入り父子逢ひと後人目を伺ひ三月三日
傍なす小屋は火を付けると折るら春風吹
起りて茅屋は燃付けり押手是を見とすハヤ
城は火を付けたるハと押手一同我先はと攻
上る城中の兵ハ猛火はむせと防ぐ事を得ず
終は一ニ木戸を攻破らむ五百餘人一時ハ
間は打れけり吉見大和守ハ此城落されは

何面目有りて津和野へ可歸とて腹切と失せ
けれが嘉年中務少輔ハ一方ち破りて津和野
さして引はけり陶入道ハ此勢ハ兼ごとく自
から一万五千騎引率して同三月廿日津和野
へ突向せらまける大内左京大夫義長ハ三千
騎を渡り川の城迄打出此の所を控へらる
正頼ハ嘉年落城聞くと均しく直に籠城の手
配り南面を吉見備前守上領美濃守を大将と
して貳百餘人を差向東表へハ吉見越後守三
浦肥後守を大将として貳百餘人西表へ吉見
彈正忠波多野帶刀を大将として貳百餘人
と堅め其外ハ城中を堅め中人と申す茶磨

山と二ヶ所傳へん城へは精兵勝り籠置させ
る入道ハ南側山上へ陣取此所堀本城ハ不取
巻先づ傳へん城なる茶磨山を取巻昼夜の境も
なく攻めとりけり此の城三本松とは山續ハ
六七八町を隔たきバ正頼も毎ち打出足輕を
つけ敵の強弱を試みらる入道も思ひの外ハ
城強くまると落ち難けきが多勢を手分として出
城をか押へ置き本城へ仕寄を付一同に駈
付もみ立ちまければ正頼も聞ゆ勇將相從
ふ諸士何きも一騎當千の士と少しも臆せ
ず敵攻寄が打出々射拂ひ備乱れバ槍を
入れ突き崩さる茶磨山中入共何きも堅固地

の理を得互に犄角の勢いを作り首尾相救い
合必至となり防戦不寄手は多勢を頼み
譲り合身命を抛ち戦ふ者少く戦ふ毎に寄手
破れ城中のみ勝利を得^得攻撃^攻は道^道を^是破^破ら^多ざる^事何^城
きも武勇の拙きが故と怒らまけり入道の手
よも益田越中守藤包を先とし石州の兵多
く先陣有りけり益田成時手勢を引率去
り城の麓へ押寄せ城兵を押し分り在家
を放火して働きける程は寄手も聊勇みて見
えけまが入道も少くハ怒りも和らぎけり去
程は正頼ハ大剛の陶入道殊は多勢を以て攻
め寄れハ終の勝利無心元思もれ毛利元就は

加勢を乞ひ運を削き後両手を以り山口へ
攻め入らむやと原田伊豆守を以り藝州へ
援兵を頼み遣し又藝州は陶一味の城々攻
めたまふべし去るに於て入道両方ハ心を
配り候はば渠當城敗北の妨は候べしと云
ひ送られし元就ハ頼み加勢とく二宮隱
岐守伊藤三郎左衛門被差越けりが途中は
行違ひ二宮等三本松へ着しけれは正頼大に
歡び他人有心三度謀之とはかゝる事をぞ
可申迎て元就加勢志甚不淺と悦ばれける元
就ハ正頼は頼たし約を變ぜず天文廿三年五
月十二日父子四人^嫡隆元二男元^三隆景^男 三千餘騎を

引具しと藝州神領へ打出し礼陶一味の城々
責落さる爰に防州玖珂の鞍掛山に居ける杉
治部大輔隆泰陣にも八宗領家伯耆守重政を
陶は被殺結ぶ恨胸は満ちけり此頃元就へ
使を以て一味の約を結びける同所蓮華山の
城主杉ノ森下野守隆信も如何思ひけん陶を
背いと毛利家合衆の盟をなす去き共二人を
おら外面ハ皆陶一味體よる居りけるさる程
二宮隱岐守伊藤三郎左衛門ハ三本松の城
より打出陶殿の陣へ物申さんと呼はりけれ
む寄手の陣ハ是を聞きて城中堪へ兼ねず
降参をや乞ふらんあき聞けとて士三人差出

し何事相て候ぞと答ふ其時二宮伊藤是も毛
利元就の手の者二宮隱岐守伊藤三郎左衛門
より候元就正頼は志を合せ即今日は藝州神
領へ打出櫻尾城佐藤銀山小城等悉く可攻落
軍議は候藝州之城共責取候て後は山口へ可
打入趣候間其の意を得られ候へかたとぞ言
ひよりけり陶是を聞きて大に驚き前には正
頼虎視しと兵ハ利は城強く後より元就龍起
しと城を屠り地を略す何を先とし何れを
後とせんや安き心もなかりけきり内藤弾正
忠右田右馬助三浦越中守弘中三河守河田丹
後守大和伊豆守を召集此の事如何可有之や

會議せり三浦越中守曰於此議思ひ設けし
事は候へり左可有事は候得共元就も後々晴
久といふ大敵の候へば備の後口を捨て偏
防州へ切入りも致す間敷藝州の味方より注
進を待て謀を可被定やと申す所は弘中三河
守當城の容態五十日三十日は可落とも見え
候はれ其の州は藝州の味方の城共攻め落さ
れ防州へ指をきゝれ候はれ杉森等が心
も難計候多くも元就は一味可仕候唯可然ば
當城を和睦したまひ押の軍士多勢置れと藝
州へ上り給ひ元就をだも退治せられぬが吉
見はたのづや御手は屬し候ひぬんと異見を

述べければ陶此儀は一理有りた去如何様
も今一責せめと敵の強弱は依てこそ免も南
も致すべし空入代へ息をも継が攻め
動らす正頼少しも臆せれおと出と爰彼處
馳廻り士卒を下知し散々射させけり吉
見大炊助下瀬加賀守上領去蕃頭ハ手を尽し
防ぎけり間戦ふ毎に城中勝り来じけきばさ
しも剛將の陶入道も今ハ進退極とせん方な
げと見えとけり折しも藝州の味方より元就
佐藤郡其外所々へお出城郭を攻め村里を被
放火候よよつて土民の難儀此時は候と急ぎ
討手を被差越候へと頻に注進の使を立けれ

む入道然らば味方急を救へと、郎等宮川甲斐守房長は屈竟の兵三千騎差添五月廿日石州を打立防州山代へ越之一揆の大將早曰丹後守をかたらしひ都合其勢五千餘騎藝州へ越んとすされ共一揆交りの雜兵なれば仮令何万騎有之と云共堅甲利兵の毛利勢駆合たらんまも難叶ぞ見えまける斯くは陶ハ元就防州へ攻入りなば内藤下野守を大將とすと可差向と一方の依頼は恐れとちも興盛同五月は死去致しよりけきむ入道も興さぬとそ居らまけるさる程は陶入道ハ前ハ吉見所城堅くしと攻れ共不動後ハ毛利の兵強く

志と備藝人諸士或ハ命を落し或ハ津を乞ひ幸の程は威日々強大に成りて既ハ近日防州へ可攻入りぞ其ハ州之有しかむ入道大に驚き内藤問田弘中三浦大和野上等人者共を召集め此事如何有らんと評談せり弘中三河守曰元就既ハ銀山櫻尾ハ城攻落し宮川を折敷畑ハ打と藝州ハ全く掌中ハめくらにぬ備後も又不背とさく近々防州へ切入らんぞ申風前左も可有之事ハ候然る所當城斯く堅固ハ七は五十日三十日とも可落共不覺先づ當城をば和鮮之儀被行と藝州へ差向有り元就を御退治候と後こそ兎も角も被討候へと

申す事バ入道も此儀も同心し伊賀民部少輔
を以て和平の儀被言送けり正頼も城中既
に兵糧尽き空敷饑も臨まんやさる折な
まば少しの思案も不及先づ一旦の謀は和
睦之儀領掌しけり間陶入道津和野表を引拂
ひ山口へ帰入頼と防長豊筑の勢を催し藝州
へ打出ん心計日夜際もあし斯く吉見ハ二
宮伊藤を領境迄送り返し元就へ此度陶と
和睦仕候事兵糧既も尽き飢も及むんと欲す
了故一旦の謀も全以元就と合躰の志違変
仕りよあらば先づ以て陶當地引拂候事は又
元就の御恩も了り所も正頼の功もあらざ

吉見安藝守を使し言送り其の後正頼
忍びて藝州境へ出元就と對面し種々合戦の
愈議をとげりまけり正頼ハ又山口へも被参
義長入道へ種々被及挨拶双方異議なく候所
義長も入道も正頼隨後之上は石州も兵草を
不費し味方成り申す歡札けり其の後正
頼山へ被参此の當分為人質預け置候愚息亀
槌の母此の節大病も思之外不宣存命且夕
は通り候處何卒一目見候はじ今生の遺恨な
く當来の意執も晴札是のみ難處も候暫時御
暇を給り候へ其間ハ別人も進じ可申
被断候處入道此儀如何有らんと評議未も返

吾も無^レ之候へども押^レ受取歸り途中近多人
数人を出^レ先達而歸遣自身も直^レ馬^レ鞭打
駈被^レ歸けり入道大^ニ怒り正頼押^レ質を盜取
連歸り去^リは全く元就^ハ一味^ニ和睦^ノ約を
破り^シなるべし大^ニ憤り元就を攻めんや
せば吉見其^ノ隙を伺ひ^テ入らん^計候
へば是非共小勢^ノ吉見を討果^シ近^キ憂を拂
ひ其後毛利を征代せんや軍慮を廻らしけり
ども防長豊筑四國路^ノ屬國^ノ國人^{ども}如何
ある企あらんも難^レ計^ヲ仕置^ニ其^ノ年^も暮れ
て明了^ニ天文^{廿四年}は弘治と改元有^リ春もた
ち夏^も成り^シふ^ル斯^ク延引^シい^つの恨

を散ぜんや義長^ニ訴へ大内勢并手勢合^シり
一万餘騎^ヲ五月三日津和野へ打入城を十
重^ニ二十重^ニ取圍み息^{をも}不^レ絶責懸^ニ正頼^ハ
兼^テ斯^ク有^{らん}と用意^少しも恐れ^テ勇氣を
勵^シ此度^於合戦^ハ入道を討取^リか無^レ左^ハ當
城を枕^とし^テ潔^ク戦死^すべしと義氣憤^テ諸
士を勵^まし昼夜自身城内を駈廻り士卒^ノ怠
を正^シ日々軍士を出^シ遠矢を射掛^ケ敵陣を
惱^まし敵多勢を出^セが輕^ク引取付入^リせん
と進^ハ時^ハ射手を塔^へ射^すく必^ズ槍を入^レ
敵引退^けか一町^ノ内^ヲ繰^リ後を取切^ら
れ^ざり様^ニ備^を堅^めて控^へ夜^ヲ朝^ニ搦^テ千^變万

化戦ひける城ハ山上高石垣を築き堀をか
け櫓を上ゲ松樹森々立茂り麓に柵を築ひ
これハ攻め上るべき様もなし陶ハ城の坤に
當り陣し居たれを或曉下瀬加賀守弓矢を携
へ山の尾崎へ忍び出松樹を便りとしり近寄
り遙に入道の陣を見たり其の間遠けきバ
入道油断しり一段高き所は座に朝餉しり居
られけり普通の矢ハ可届様なりけきど加
賀守ハ大強弓の名譽得これハ鷹股取出し打
つがひ能引りひやると放り加賀守建矢ハ茶
磨山中入るとの若
より射し候哉知れぬ何れの城速町なれば矢
坪少し下り入道の膳の縁を射切り座上へ羽

振ひしりぞ立ちりける入道古を老き大に驚
き直し先手を搦出し山の尾先を目懸け精兵
又矢先を揃へ射させけり加賀守ハ早く引取
けれを押手も空敷引取けり入道ハ幕打廻し
積敷用心しり二度遠矢なぞ射らまじり様も
防禦せられけり六月廿五日夜正頼敵の急を
察し密に用意し相言葉定鎧は白印を付け五
百人内百五十人ハ陣外に伏せ勢を設け援兵
を防がせ後を不被打様は備へ置残る兵子ら
判計りし陶ハ先陣に夜打を致しけれを陣中
不意を討き大に周章討り者敵を知らば兵
ども入道不些も騒ふす夜打ハ小勢にて有

らん備を立引包んど討取れど鎧取り肩も掛
け床几も掛つて手配りせらまけり諸陣共そ
れ夜討と言程こそ有れ上を下へと騒動志て
何れを敵何れを味方と分ち兼同士打ちて死
亡人も力不少正頼ハ小勢を以て爰は頭れ彼
處に追ひ詰め敵陣を堅横に切り廻り十分は
打勝最早引取候へ長居して入道力旗本其の
外左右の陣より一同に打掛らば由々敷大事
なるべし早く引上げ柵門の内より一人づ
つ改め敵紛ま入らざれば致されけり味方
も少々ハ手負有りけれども打死もあふり
けり正頼ハ勝は棄るといへども久敷持こら

へりらんは入道如何なる手立を致し棄破ら
んも難計元就ハ援兵を乞ふまゝに早馬
を以て援兵を頼み入れらまけり元就早速
坂新五右衛門中村次郎右衛門に命ぜられけ
れバ西へ六百餘騎引率いて打立んと用意頻
あり元就ハ廿日市迄出張可有之と人事なり
又陶ハ此度ハ手分致し江良彈正始諸將貳十
餘騎山口より山代通り吉賀口へ差向道々カ
小城若杯攻落し三本松の城をまぐる城とな
し正頼ハ氣を屈しさせんと吉賀沃田萩尾城
廣石五郎丸城朝倉穢多嶽城追々責落し七日
市能美山城へ攻め寄り當城ハ吉賀第一の要

害 = 付三本松より為加勢吉見越後守落合豊
後守堀九郎兵衛等被遣堅固に守りていへ共
江良多勢を引て追々諸城責落し勢ハ盛み見
之けれ分城將横田与四郎頼綱謀を廻らし
野子出迎敵將江良ハ防戦進も難叶其の上多
人数亡命不便ニ付降参申入直に城花明渡之
ける 太郎に貳百騎付差置江良ハ多勢平
と長崎新道より鳥居伊豆守と戦ひ福川三ノ
淵若齋藤市三郎籠居ハ押寄せ當城山ハ屏風
を立たすお如く城堅固又三本松より雄兵数多
籠置候得て輒く可落とは見えざりけれ分江
良ハ々程ハ小城に手前取三本松ハ城責に不

達事無念なりと當城ハ巻はがし押通り津
和野へ出六地藏臺に陣處を構へ陶ヶ本陣に
謀を合せ日々及戦争然る處能美山城は一
且深慮有之開城いさすといへ共其の後兩日
過ぎ敵ハ油断を見込枝城横山城に忍び居候
横田孫左衛門尉頼康同孫四郎并加勢三組在
在に隠居候處家来共急に召集一同不意に関
を作城中へ責入案内とぞ能知りしれ所々
火を付け散々責戦ひ城將も不意を被
討終に太郎も打死し殘兵散々となり山代
差して逃歸し入道も此ハ由を聞き前より城
強く急に可棄取手立もなく藝州よりハ近々

援兵馳来り由元就も廿日市まで出陣の聞え
あり七日市城ハ敵ヲ取返され刺ハ 右郎
ハ打死シ此ノ城ハ斯ク手間取及長陣候は
元就防州ハ攻め入彼ハ一味之者出来な
當城ハ競ハ味方ハ前後ハ苦み如何なる内患
を生ぜんも難計候得共是迄兩度當城を取圍
みト一ト塩も不付引取も無念の至なれ共小
事ハ拘リ大事を引出んも慮無きハ似トリ防
州之内ハ耽ト押ハを残シ置是非共元就を責
潰勢州一國手ハ入きなむ吉見ハ不攻ト降
人又可出々思維シ當陣可引拂ヤ八月廿七日
入道ハ諸將と共に打立薩本之内一備殿トシ

備を正シ静々と被引渡正頼是を見テ即時
又打出^テ間道を経テ急ニれケテ程ハ徳佐原ハ
追射立槍を入れ散々揉み立テ大軍な
れバいゝ又制すれ共耳ハ不入右往左往ハ
巡行ケテガ有心侍共ハ軍勢を無事ハ引ルセ
んと取テ返シ勝ちハこりたテ吉見勢ハあけ
入り打死するもの多かりケテ入道ハ遙ニ先
陣ハ打立れケテお後陣ハ戦ハ初リ及難儀由
聞えけきハ守リ返さんとせられケテが難共
原追々なれ掛リ先陣後陣一處ハなり如何
ともすべき様なく馬を立ニラみ詰り居ル
れテ諸將申ケテは入道殿ハは兼御攝御

引候へ某等之内一ト手残り防ぎ戦ひ勞れた
る吉見勢を引包み不殘打取其の勢ひ棄て
る直に津和野へ取掛り城を踏潰し申さん等
いさみける入道被_レ申けるは正頼猛將よりと
いへども小勢なれを後陣一備之外ハ破り得
まじ何れまでも取り返しなむ即時に正頼ハ
討取るべし然れども正頼ハさる者よとあれ
む長追ひは致すまじ見よ々々今入の敵ハ引
取なん正頼少し勝を誇り我が旗本までも切
入よるし積年の鬱憤を散んせんと傍の山陰
又打上り備を立て待ちけるが暫くしや後陣
より告げけるは正頼勝鬨を揚げ引取しと注

進しけれバ入道齒のみをなしと今少し正頼
深入せむ此の入道が手取せんともを怒
りまける今日後陣の戦ひは陶が家老竹氏十
兵衛を戸崎掃部討取足輕大将竹氏十郎を長
嶺新五左衛門討_九討_之旗頭江浦和泉守を海
田藏人_六計_之小荷駄奉行竹地力藏を羽隅
右衛門_五討_之防州先方伊加賀宮内を竹内
豊後守_四討_之右備野上平兵衛を上野伯春
守討取り六月廿五日夜打其他度々戦ひ今
日退口迄は大内陶兩陣の打死七百餘人とぞ
聞えけ登_三廿九日右之戦功を賞しと正頼自筆
の感状其の外褒美を出されける去今年兩度

の籠城猶陶引拂之節追討之始終拔群之儀正
頼之知勇近國に聞え諸人大に感賞しけり弘
治元年九月陶尾張守晴賢入道全臺は毛利為
退治其勢三万餘騎に藝州嚴島へ渡海せり
了元就奇謀を以て嚴島石州より八益田越中守
馳加り毛利為加勢石州より吉見大藏大輔正
頼三千七百騎に藝州佐木へ出陣大手大将
相勤又出羽中務少輔元實嚴島へ向ふ地之
御前へ打出火立岩と云小山を本陣にす九月
晦日夜大風雨に紛れ元就始俄に渡海せられ
不意を討り陶の大軍へ責哥被_レ及激戦終に陶
の大軍を切崩し流石の入道も大敗軍に散

々も打成され總々百餘騎に青海苔近引と
りけり小早川隆景は他の敵には目も不_レ搦
入道の跡を追て大鳥居の前より大本の前へ
追搦らるる所に羽仁越前守同将監等
名乗る二三百騎に切り懸り出羽の家来東
越前守二ツ山某杯馳向ひ爰を先途と攻戦ふ
是を見り分散しる防州勢五百人計一ツに
成り取り返して攻戦ふ毛利勢少く油断の折
なれを忽ち切立ち度は颯と引退_取返すべ
き勢に難計見えけり所は吉川元春是を見て
あれ助けを指揮せられ粟屋伯耆守大音揚
げり吉川元春是に有りきくなくも引くもの

哉返せ庚せ呼はりける毛利勢是より力を得
り取り返し力戦羽仁兄弟始防州勢敵多討取
ける陶入道も今ハ主従纏々の勢も成れ終
り自殺せられ防州の諸大将無比類勸しり打
死しける元就全き勝を得り藝州ハ勿論近國
近々威々靡きけり此度防州方討死四千七百
八拾五人生捕敵不知初度の戦ひは打負け其
の舟船も取棄り逃れけるもの一万四千人
もやあらん殘黨又夜々紛れ筏を組り向の地
へ付しるものも多しあり又大野辺へ遊ぶ渡
り助りしものもあり其俵山中に隠れ居木の
實喰る日を経り蟹の釣り舟は便りを得り帰

る者も多かりける爰は不思議なるは塔の岡
とリ社壇の前後專初度の合戦場より互に名
乗り戦命を不惜戦ひけるが一人も死人なか
りける是併明神社頭を穢さるまじき神威な
るべしと諸人奇きの思ひをなしまける
但右吉見家陶と戦争の件々ハ吉見家末筋
津和野には多分残居家々の控書古老申傳
吉見記等を以り書載ける陰徳太平記やも
致相違候陰徳太平記ハ毛利の善事を重し
記し諸家傳は淺しぬるまじき讀者其心得
より并察すべし猶石見葛吉賀記にも記し
有之

已面白く曰く三本松の城初りの事石州三本
松の城初りは永仁三乙未年吉見三河守頼行
被築之由此時久明親王執權相模守平貞時
當り頼行三代之後直行之代正中元甲子年増
普請の由永仁三乙未年安政五戊午迄五百六
拾四年となす

或書く吉見の鼻祖は清和天皇より出く蒲
冠者範頼の後胤なり息為頼為忠頼正頼行
迄代々三河の内二百町知行也一説は能登
に云頼行に至り後宇多院の御宇弘安五年
十月十七日於石見國五百町高田山吹野木
園吉賀能見山三所の城を給はり入部す此

時鎌倉將軍者惟康親王執權北條時宗の時
なり十三年之間木園に居備へ永仁三年木
園より東に當りて三本松と言ふ山に居城
を築き被引移

元文二年御國目付へ御差出は當城之
儀弘安五子午年より吉見氏領地にて其
後正中元甲子年被築十八代居城あり

御城山名 雲龜山三本松之城

是は御巡見之節御案内差出答也

或家の舊記に曰當御城を三本松と号すの事は
吉見頼直の代城地引初られし時水なかりけ
れハ頼益といふ近臣に仰り求められけり

若々めまさまよ水ありと松三本の影うつり
り見えけきバ立とりと見るは誠は珍敷清水
なり頼益兼々歌道とろぎもありけれを取
あへず

影うつり三本松の下清水

汲とも尽ぬありつ代の池

と祝しと此井を掘り用水とせられけるに後
々数万の軍勢籠城すれとも用水は事欠ぐ事
なかりしとぞ此故は三本松の城と申侍ると
可や

又説は吉見木部より被築候城は中荒の城と
り今の法音寺の上より本道は愛宕坂とも云

今織部丸は坂崎氏の普請といふ

或書は吉見家の事大藏大輔廣行の代慶長
五年大坂の催役は應じ関ヶ原へ出張西軍
利を失はしかば廣行北國へ被落行

一坂崎出羽守慶長六辛丑年より元和二丙辰
年迄十六々年居城

或書は曰坂崎出羽守は元浮田秀家の家老
なりしお争論の事なりと家老四人とも
秀吉公の時代御預けは相成居候慶長五
年関ヶ原の時関東へ御味方は候し其内
浮田左京亮成正無雙の力戦し御感は預り
津和野城主となり三万石領す浮田は不吉

ノ名字なりと云坂崎と改後五位下ノ叙し
出羽守ニ任ズ後又坂井元和二辰年九月
十一日家臣ノ為ニ死ス此時坂崎家断絶也
一 元和三丁巳年七月廿日

豊前守政矩公御打入此節御城地御城付武
具御引渡ノ上使駒井右京亮様小笠原市左
衛門様柳生又右衛門様御三方なり

一 元和三己七月七日津和野城御拜領御櫓敷
六ヶ慶本城北角より出丸御門迄一丁十四
間右惣櫓廻り五丁三十五間地坪千八百五
十七步出丸櫓廻り一丁三間地坪七百七十
一坪餘本丸より出丸迄道法二丁十四間孰

溜り本丸東御門迄道法六丁八間御城山
真矩高々七拾八間五尺御城下東西四丁十
二間餘南北二十七丁十二間餘
一 右御領地御受取左之通

一 三万三石四升 坂崎出羽守殿上リ地
一 一万三千石九升一合 銀山御領之内御添地
合 四万三千三石壹斗三升一合

右之通八月十三日榎村丹後守様より御引渡
有之候所右之内百二拾八石一斗三升寺社領
有之此分引除候ハバ御知行高ニ足り不申
付丹後守様御歸リ之跡より追掛被遣於伏見
右之様子申上候所寺社領替地ト云々五拾一

石八斗一升九合那賀郡田原村より御渡一石
五斗五升三合久佐七ッ町より御渡七拾四石
七斗五升八合は高津船役海子後此銀五百九
拾八匁六重四七石二付八匁替より御渡被
成候右寺社領百二拾八石一斗三升一應御知
行高へ入り渡り替地方角違より相渡候故寺
社へは五ッ成より現米被成御渡候事

参考 亀井記 茲政より曰く

元和四年納方拂帳之事 查允殿内匠殿持参候
而見せらる候而而人次第より令披見候然者午
元和四年之納米合参万五千七百参拾一石一斗
七升五合拂相濟申候併右之内米貳千二百九

拾七石三斗八升一合未元和五年之半種借之本
分也則未之秋納より加重而可有御勘定者也仍
如件

元和六年三月十五日 松 周防守

牧 圖書殿
塩冶内匠殿
湯 查允殿

領内戸数人口牛馬等調査せしめし事
寛永十一甲戌十月江戸町奉行加々爪民部堀式
部へ飯田村庄屋増野源兵衛密訴の條件より討
詰同年十二月廿三日多胡主水湯查允より提

出さるる陳辨書中の一節

奉行之者共仕置悪敷候而大力領分百姓妻子
共賣候而在所共草卧申候由目安=書申候得
共豊前守己年(三)入部仕午年(四)=家付人
付半馬等も付取被申候大力世も酉年(七)
=馬乘四人差出家付人数牛馬数付取被申候
得る家三千三百五十四軒人数一万四百六拾
人牛数二千四百五十九疋馬数千百三十六疋
午年之帳面前より酉年之帳面前多く御座候
尚在且庄屋年寄百姓名判迄帳=仕候午年帳
前よりも酉年帳前家数人数牛馬共多羅成候
ハ地下も甘び申候事存候事=而源兵衛申分

与私共存候と々上下の違は御座候具上大
力領分之庄屋之内=源兵衛と云付引負仕大
力=損を掛走り申候得共其外之庄屋=一人
も大力=損を掛申候庄屋無御座候是=而御
分別被成候而御覽可被成下候

己面白く曰く津和野古事訓書 私安五年壬
午後宇多院御宇十月八日吉見三河守頼行能
登國より石州鹿足郡木曾野へ下着同七年甲
申津野開館有之其後醍醐天皇御宇正中元
年甲子三本松城なり力由申傳也

石州三本松城初りハ永仁三乙未年吉見三
河守頼行被築力由三代之後正中元甲子年

のよしこれあり何れも是ならん

同書に曰く慶長五年庚子関ヶ原御勝利後吉

見大藏大輔廣行長州へ被引越城受取と

江府より上使柳生又右衛門殿下着之事

一同年庚子八月坂崎出羽守殿三本松之城拜

領益田へ下着翌丑三月十五日入城其後元

和二丙辰迄十七年御領主御改易なり

己面白ま曰く元和三年五月十日坂崎出羽守

貞盛又直盛俄に家人を集め居屋敷に取籠り

子細ハ大坂落城の砌坂崎煙の中は飛入と大

姫君天樹院殿を取奉り脊中に負参らせ本

多佐渡守に渡す権現様御感の余りよ汝は下

きるべしと上意有りとなり翌年坂崎に給ハ

るべき由大姫君へ御内談有る所坂崎へ遣ハ

さるはよ於ては御自害あるべしとも本多

中務が方へ遣されなご仰に随ふべしと被仰

り上つり兎角御沙汰に不及一兩年を過さ

る所は今年本多中務大輔忠刺と大姫君と御

縁辺の儀被仰出五月十五日御入輿あるべき

の事になり出羽守に権現様の御契約を爰

せられ大姫君を本多に給けり事面目を失ふ

所なり存命しり面を向ふべきやうにし此ハ

上ハ大姫君入輿の刺途中は出迎ひ奪ひ取と

さし殺し奉り腹切らんぞ存詰め密に家老郎

従を召集と此の事を頼む家人等も詮なき事
と思へども主人の頼む所いなみおとく元と
同心す然らば心を憂む中じきと神水を吞
る契約を依る家中の者密に武具を諷へ兵具
を改む此の故に彼の屋敷の何となく物さわ
がし爰に坂崎の家人は田中道悦といふ者あ
り兼る此の企をよく知りと思案しけるは此
の事本望を遂るとも我身安穩なるべから
ば所詮町奉行所へ訴へ忠節人とならんと思
ひ一通を書きし時の奉行島田弾正方へ差出
す彈正是在内見しと大に驚き先中の被見は
及ぶ其後評定如何と究りけるは坂崎方へ奉

書を遣はし御用是有間土井大炊頭宅へ参るべ
しとなり坂崎是を見し内々の事露顯しより
と推量して畏り奉る旨御受申しと出で先
中は大炊頭宅に集りて待つといへども坂崎
来らば依りて御徒目付を遣はし早々参るべきよ
しを云ふ坂崎ハ御徒目付は対面せしか家来を
以て返答は只今罷出んぞ用意致す所は持
病差祭り身躰自由ならば本腹の期は及んで
参るべしと御徒目付を返し其の後表裏の
門を閉ぢり出入を禁む其の條差置べきよし
らおとす上聞は及ぶ所は急ぎ謀裁すべき由
より酒井左衛門尉家次堀丹後守直寄松平伊

豆守信吉松平將監長重古田大膳亮重治加賀
 爪甚十郎豊島主膳等打向ひと坂崎が誓願寺
 前カ屋敷を四方取圍り長局を破り攻入らん
 とす時貞盛亦先臣遠藤何某俄は心を變じ
 て傍輩又示し合せと貞盛をすゝと主人カ
 首を切り寄手カ中へ出せ故は事故なく静り
 けり斯く遠藤が行跡ハ沙汰ありしは一通り
 忠あるに似たりといへ共主人を殺すハ罪
 科輕ららむと終は首を刳られけり遠藤カ
 不道論せり又足らば坂崎が家人大勢浪人
 けれども主は不義カ大臆病者共なりとて扶
 持せり人ありしやなりを收助兵衛とあり

何れは是なりん

已面白く曰く井野村農民三戸屋十郎治傳持
 書付

一万四千七百七十五石六斗一合 安濃郡三十六ヶ村
 一万六千五百七十七石四斗六升八合 逸摩郡五十七ヶ村
 三万六千貳百七十一石三斗四升一合 那賀郡百廿ヶ村
 二万六千九百六十二石三斗三升八合 美濃郡百十ヶ村
 一万五千四十二石八斗四升七合 鹿足郡六十一ヶ村
 合拾四万貳千四百九拾九石貳斗三升五合

内
 六郡四百八十九ヶ村
 四万八千二百二十八石一斗四合 銀山百八十三村
 五万四千四十二石五斗一升二勺 濱田百七十一村

三百石

川合一ノ宮

六十石

益田

四万三千四百六十八石六斗一升九合

津和野百三十五村

内

三万三石四升

坂崎出羽守

一万三千石九升一合

竹村丹後守家来帳面

三百三十七石三斗五升八合

村々新祭

小以四万三千三百四十石四斗八升九合

元和三羊丁巳八月十三日引渡帳有之

五十一石八斗一升九合

田系村古田大膳本名

石田十九衛門柳長兵衛

手形

一石五斗五升三合

宇津川村同七ノ村

同断手形

七十四石七斗七升八合

高津棚組あは後不役

此銀五百九十八匁一分毫

高一石三升八匁

小以百二十八石一斗三升

寺社領除地

×四万三千四百六拾八石六斗三升九合

元和三羊丁巳七月廿日御城地拜領御國曆被

仰付候同八月二御上使卜本名予駒井右京之小

笠原一左衛門柳生又右衛門御出

田高 貳千九百廿四石

皇 四百拾三石

長安村十卷り
古く在りし
新し振ふ
てい

元利之

乃



墨印

如

物

塔

塔

上包御家老御名入古書と認有之

此一書ニ付長村勘兵衛之申藪匠ノ喚聞書
長安城主長安治部少輔兼澄ト申城主ハ長安
落城ノ時二男兵部ト申人ハ兵乱ノ刻長安神
主岡本何かト被助十右衛門ト改名ニ代々
江尾ニ住後焼拂ル古城主ノ屋敷ニ掘立家
を造リ百姓セラ札トナリ時ニ長安ハ津和野
ノ御領地ト成御掟嚴重ト成トイヘども城主
之子孫ナ札バ殊ニ我僂ト終ニ追拂セリキ
濱田領江尾ト申所ニ住居をセラ札ト承候
當所親方平十郎様御咄度々承リ申候其十右
衛門ハ平十郎様御先祖之由ニ承傳候右之通

長安勤兵衛と申先針匠之咄ニ御座候其勤兵
 衛ハ平十郎様養立て元礼より岡本考右衛門
 基次郎三代庄屋元之目代仕後山根見達と申
 医師之弟子と成文政四五年頃死す其仁又申
 寸此書八十右衛門御召返之免之文と存候
 然礼共長安ハ不歸代々江尾と申所ニ住居せ
 之咄

安政四丁巳年十月見之由々寫置

元和三丁己御國奉節御供諸士絶家

一 千六百石。多胡信濃 一 四百石。湯全之礼
 一 千石。多胡主水 一 四百石。加藤藏人
 一 六百石。湯八郎右衛門 一 三百五拾石。塩治内匠

一 六百石。牧 圖書 一 三百石。牧四郎兵衛
 一 五百石。塩治大學 一 三百石。神代次郎兵衛
 一 五百石。湯 掃部 一 三百石。新庄左馬介
 一 五百石。磯江平内 一 三百石。河田忠右衛門
 一 四百石。富田織部 一 三百石。草刈三郎右衛門
 一 四百石。塩治權兵衛 一 二百五拾石。大倉外記
 一 二百三拾石。山中清右衛門 一 貳百石。宇山孫助
 一 二百三拾石。多胡半右衛門 一 百八拾石。勝田新之丞
 一 二百石。林 伊織 一 百七拾石。里田三太夫
 一 二百石。柴崎式部 一 百五拾石。新免平太夫
 一 二百石。加藤理右衛門 一 百五拾石。菅屋吉右衛門
 一 二百石。丹羽九郎兵衛 一 百五拾石。湯甚五九衛門

一百三拾石	柴田勘之丞	一百拾石	石川文右衛門
一百二拾石	中西六太夫	一百五石	渡辺四郎九衛門
一百石	石川市兵衛	一百石	宮川八右衛門
一百石	高山源兵衛	一百石	中沢茂右衛門
一百石	飯沼九藏	一百石	柴田五兵衛
一百石	柴田十右衛門	一百石	佐之布兵衛
一百石	清水二郎太夫	一百石	河本吉之丞
一百石	子代弥平太	一百石	新藤右衛門助
一百石	竹部吉太夫	一百石	池田久兵衛
一百石	谷惣九衛門	一百石	永井次郎九郎
一百石	櫻井市兵衛	一百石	大橋勘平
一百石	村上庄兵衛	一百石	池田左太郎

一百三拾石	奥上藤右衛門	一百二拾石	木瀬藤右衛門
一百三拾石	出羽九郎右衛門	一百二拾石	渡辺新九衛門
一百三拾石	石井何助	一百二拾石	飯富才藏
一百四拾石	片寄角右衛門	一百二拾石	鳥屋權右衛門
一百四拾石	山崎源八	一百二拾石	豊嶋喜右衛門
一百五拾石	布施田神袋	一百二拾石	村上沼右衛門
一百五拾石	梶屋弥右衛門	一百二拾石	足立喜九衛門
一百二百石	高橋小傳	一百五拾石	吉岡彦九衛門
一百二百石	豊嶋南兵衛	一百五拾石	能登原十太夫
一百二百石	西村時助	一百五拾石	原田作兵衛
一百二百石	赤原七郎右衛門	一百五拾石	田尾瀬兵衛

諸士約束
條項

一百石	。進	伊助	一百石	吉岡内藏
一百石	小原仁右衛門	湯	一百石	作藏
一百石	。村尾惣兵衛	。山根与三右衛門	一百石	
一百石	。山中喜之助	小保水早之輔	一百石	
一百石	。村尾太兵衛	進彦兵衛	一百石	
一百石	望月六右衛門	新井七兵衛	一百石	
		。大西吉右衛門		

外^ニ中小性以下切米取組付有^レ之名前不^レ詳

石見津和野へ移封の際諸士約束の條項

覺

一 火事之事 自然火をいたし者腹をきりせ
可申事 奉行より觸次第のけ可申事

一 女子之事

一 未進之事 但内者未進ニ取候を帰し可申事

一 内者ハたかひ力相さつ次第事

一 家之事帳付する家道具ちうい不申候様ニ
念を入可申事

一 地下借を被仕候共未進を借仕間敷候事
以上

七月廿七日

塩治 大學 花押 以下同じ

多胡 主水

湯八郎右衛門

富田 内記

湯 采女

賀藤 藏人
磯江 平内九門
牧 四郎兵衛
塩治 内匠
塩治 宮内
神白次郎兵衛
多胡 信濃
山中 清右衛門
林 伊織
宇山 弥助
西村 權助
草薙三郎右衛門

湯 五郎衛門
河村 平助
高橋 小傳次
丹羽 九郎兵衛
豊島 小八
勝田 新丞
里田 三太丈
新免 角右衛門
湯 甚五右衛門
中尾 長九衛門
大倉 外記
田尻 瀨兵衛

新免平太夫
梶屋弥右衛門
原田作兵衛
能登原十太夫
布施田神袋
猿子半助
山崎源八
出羽九郎右衛門
同 甚右衛門
石井何助
渡辺助丞
柴田勘丞

木瀬藤右衛門
中西六太夫
望月六右衛門
入澤新兵衛
齋藤仁兵衛
奥田空兵衛
吉岡藏助
小原仁右衛門
湯 作藏
小保木早助
山根與三右衛門
渡辺三郎四郎

(参考)吉見訃

柳石川鹿足郡津和野三本松城主吉見氏申清
和天皇第六皇子貞純桃園親王御子正四位上
總次六孫王經基ヨリ七代蒲三河守源範賴六
代孫三河守孫四郎頼行同所三河國ニテ知行
貳百町ヲ取住居是迄吉見系有之故略是後

吉田 辰右衛門
安井 三郎
進井 三郎
村尾 十兵衛
宮川 十兵衛
朝山 宗兵衛
中川 宗兵衛
大西 吉九衛門
佐々木 吉九衛門
河本 吉九衛門
村上 吉九衛門
賀藤 理右衛門

菅 立吉右衛門
高 喜右衛門
村 上源右衛門
飯 善右衛門
真 藤九兵衛
清 尾大郎兵衛
柴 田十二郎兵衛
進 藤右衛門
尾 寄右衛門
櫻 井市兵衛
同 金右衛門
谷 野宗右衛門
鳥 屋權右衛門
千 代改平藏
飯 富九郎助
新 川又右衛門
石 田忠右衛門
何 田新右衛門
同 田七郎右衛門
米 原七郎右衛門
石 井五郎右衛門

宇多院御宇弘安五年午十月上旬石見國ニテ
賜三百町木部郷木園住居此時家臣波多野八
郎長嶺亦八郎二藤源五伊藤十郎所野將監益
成源藏等附添木園十三年春秋送時永仁三年
木園ヨリ東當三木松云山居城立引移永仁四
丙申歲九月伏見院ヨリ先祿ニ加五百余町賜
下延慶二癸酉年八月賴行五十九歳ニテ死
ス源流寺臺葬ル法名厚樂義全大居士嫡子賴
直文明ニテ武勝雲州住人戸田入道三隅九郎
益長合戦有元應元年源流寺建立有賴行山興
源寺改嫡子直賴家續直賴家臣下瀬滿林光明
院御宇曆應三庚辰年三月直賴名代而王番役

上洛ニテ居ケル時鶯飼鳥高鳥ハヅリケルヲ
野鶯來聲合シケルガ飼鳥啼マケテ已胸ヲツ
キテ死ス野鳥木末猶高サハヅリ居ケルガ王
番役内達者ナル射手アツメテ射サセヨト勅
定有教百人内撰下瀬判官コソ名譽射手ナレ
トテ御庭前出彼鶯射落法王御感不斜月卿雲
客同音射夕リヤ射夕リト譽給此時御大刀一
振御沓一足黄金百兩賜下直賴嫡子三河守弘
信家續正長元年傳法寺白井愛宕社木部八幡
宮建立瀧本祇園社大鼓谷下原移寛正五申年
嫡子賴弘家續于時應仁元年細川一乱時將軍
家御方ニテ山名八郎大田十郎吉見家勢以討